



雲南市 こども計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

子ども・若者計画

子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画

少子化に対処するための施策

放課後児童対策パッケージ事業計画



令和8年2月

 雲南市

はじめに

当市では、平成27年3月に「安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん」を基本理念とする「雲南市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和元年に第2期計画を策定し、様々な子育て支援施策に取り組んで参りました。

第2期計画は令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とするものでしたが、「こどもまんなか社会」の実現を掲げ国の政策が大きく転換されるとともに、こどもや子育てに関する支援施策についても社会情勢の変化を受けて引き続き充実を求められている状況にあります。



これらの変化などを鑑みながら、令和7年度から令和11年度までの5か年の計画となる「第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

さらに、この計画を「こども基本法」に基づく「こども計画」に移行すべく引き続き協議・検討を進め、この間、中学生・高校生年代の皆様の意見も参考とさせていただきながら、雲南市のこどもに関する施策を一体化、総合的に推進する「雲南市こども計画」を策定したところです。

雲南市では、令和7年度から10年間のまちづくりの指針となる「第3次雲南市総合計画」がスタートしました。この計画では、基本理念に「変わらず、変える」を、将来像に「えすこな雲南市」を掲げています。「えすこ」とは、この地域の方言で「ちょうどよい状態」や「いい具合」を意味し、今だけ、自分だけではなく、みんなが幸せに暮らせる持続可能なまちの実現をめざすとの思いが込められています。

この基本理念や将来像に基づき「すべてのこどもの幸せ」のために、変えるべきことは変え、守るべきことは守りながら、こどもたちが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取り組みのさらなる充実に向けて、当事者であるこどもの視点を尊重、寄り添いながら、より一層努めて参ります。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力をいただきました「雲南市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、利用意向把握調査（ニーズ調査）、子育て施設のアンケート調査、中学生・高校年代アンケート調査及びパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆様、関係の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和8年2月

雲南市長 石飛 厚志

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の社会的背景.....	1
2. 計画策定の趣旨.....	2
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 計画の期間.....	5
5. 計画の対象.....	5
6. 策定の対象.....	5
第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況	6
1. 人口等の状況.....	6
2. ニーズ調査からみえるこども・子育て世帯の状況.....	12
3. 子育て支援の取り組み状況（第2期計画の実績・成果）.....	19
4. 課題の整理.....	42
5. こどもの意見聴取結果を踏まえた今後の方向性.....	43
第3章 子育て支援の基本的な考え方	44
1. 基本理念.....	44
2. 基本目標.....	44
3. 施策の体系.....	45
第4章 施策の展開	46
【基本目標Ⅰ】雲南の良さを活かした子育て環境づくり.....	46
【基本目標Ⅱ】安心して子育てしながら働ける環境づくり.....	52
【基本目標Ⅲ】若者世代の結婚、子育てへの希望を叶えられる環境づくり.....	53
【基本目標Ⅳ】すべてのこどもが個人として尊重され、活躍できる環境づくり.....	56
第5章 子ども・子育て支援事業	57
1. 子育て支援施設・事業の整備方針.....	57
2. 教育・保育提供区域.....	57
3. 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び提供体制について.....	57
4. 教育保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容.....	72
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	73
6. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の 推進に関する体制の確保の内容.....	73
第6章 計画の推進にあたって	74
1. 計画の推進体制.....	74
2. 計画の評価、進捗管理.....	74
3. こどもの意見を反映するための取り組み.....	74
資料編	75

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の社会的背景

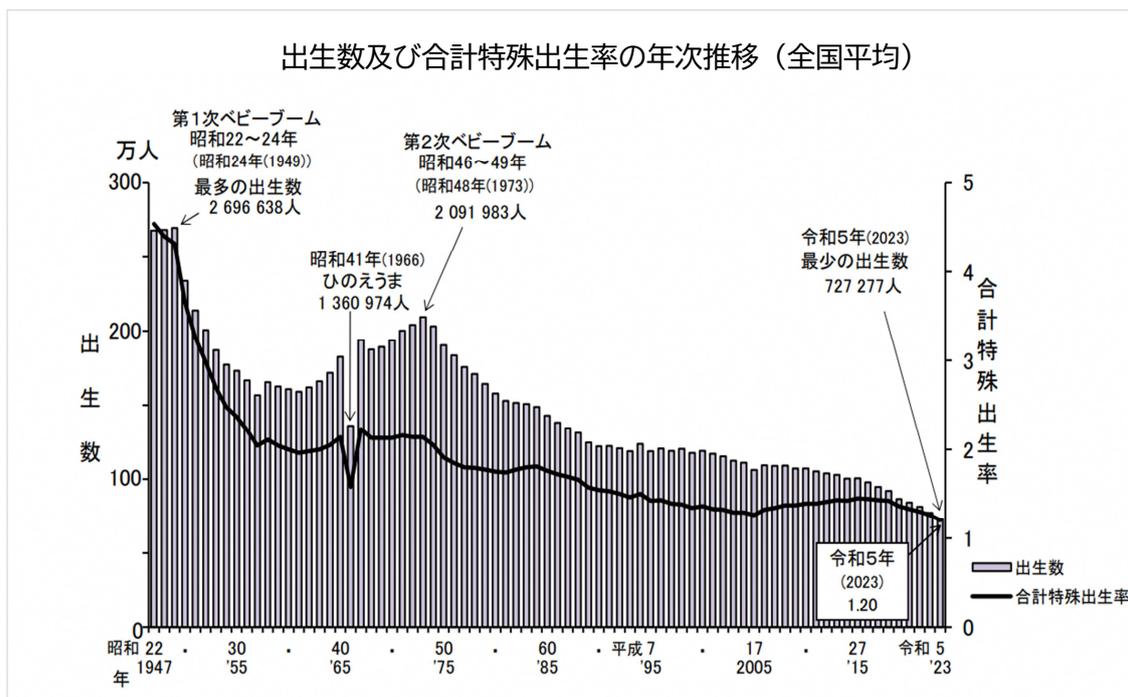
わが国では、平成元年の「1.57ショック」を機に、国の少子化対策が本格化し、平成6年12月「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」、平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、少子化対策への取り組みが進められました。

その後、平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長する社会を形成することを目的とした「少子化社会対策基本法」と、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されました。

その後も少子化が進行し、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行され、待機児童の解消をはじめ、こどもや子育て家庭への支援が進められてきました。

しかし、依然として少子化は止まらず、令和5年の出生数は727,277人と過去最少となりました。その背景には、若い世代の低所得、不安定な雇用環境、出会いの場の減少による未婚と晩婚化にあると言われています。

また、こどもの育ちを巡っては、令和4年度の小・中学校における不登校やネットいじめ件数、児童虐待の相談件数が過去最多になり、10代の自殺件数の多さなど、課題は深刻さを増しています。このような状況にあって、国ではこどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に、こどもの権利を保障し誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しする機関として、令和5年4月1日こども家庭庁が設立されました。同日、こどもの利益を第一に考え、こども施策を総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。島根県においては、「しまねっ子すくすくプラン」を策定しており、住民の最前線にある市町村においては、こどもに関する施策の実施が期待されています。



資料：令和5年（2023）人口動態統計月報年計（概数）

2. 計画策定の趣旨

本市における子育て支援施策については、「第2次雲南市総合計画」における基本的な考え方を踏まえ、平成22年3月「雲南市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

その後、子ども・子育て支援法に基づき記載する事項に加え、雲南市次世代育成支援行動計画（後期計画）を引き継ぐ計画としても位置付けて、平成27年3月に「第1期雲南市子ども・子育て支援事業計画」、令和元年に第2期計画を策定し、様々な施策を推進してきました。

こうした中で、令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。こども基本法において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して当該市町村におけるこども施策についての計画（こども計画）を定めるよう努めるものと規定されています。

これらを踏まえ、令和6年度に策定した「第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画」に、こども大綱及び島根県こども計画を勘案し、必要な事項を加える形で「雲南市こども計画」を策定します。特に、こども計画の策定にあたっては、計画の対象となるこども等の意見を反映させることが必要であることから、意見聴取の内容、方法について雲南市子ども・子育て会議等で協議を行いながら取り組みを進めていくこととします。

この計画では、本市で生まれ育つ子、新たに本市に定住し育っていく全てのこどもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取り組みのさらなる充実を図ることを目的とします。全ての子育て家庭において、こどもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援の指針・施策を明らかにするとともに、子育て支援策のより一層の充実を図り、こどもにとっての最善の利益のために地域社会で一人ひとりの健やかな育ちの支援を目指します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づき、こども大綱及び島根県こども計画（しまねっ子すくすくプラン）を勘案し策定する「市町村こども計画」として、以下の個別法に基づく計画等を一体化し、市の施策を総合的に推進します。

- ・子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画
- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

また、「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブの整備の方向性を示したもので

第1章 計画の策定にあたって

す。

本計画は、上位計画である「第3次雲南市総合計画」をはじめ、「雲南市総合保健福祉計画」「雲南市男女共同参画計画」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

関連計画との整合イメージ

国

- こども基本法
- 少子化社会対策基本法
- 子ども・若者育成支援推進法
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
(こども大綱)
- 子ども・子育て支援法
(子ども・子育て支援法に基づく基本指針)
- 次世代育成支援対策推進法
(次世代育成支援対策法に基づく行動計画策定指針)
- 放課後児童対策パッケージ

県

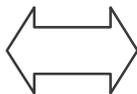
- しまねっ子すくすくプラン (島根県こども計画)
 - 島根県次世代育成支援行動計画
 - 島根県子ども・若者計画
 - 島根県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
 - 島根県子ども・子育て支援事業支援計画
 - 島根県ひとり親家庭等自立促進計画

雲南市

- 雲南市総合計画 … 「変わらず変える」 えすこな雲南市

【本計画】
雲南市こども計画

- ・ 子ども・子育て支援事業計画
- ・ 次世代育成支援行動計画
- ・ 子ども・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- ・ 少子化に対処するための施策
- ・ 放課後児童対策パッケージ事業計画



【関連計画】

- 雲南市総合保健福祉計画
(地域福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者計画)
- 雲南市健康増進実施計画
- 自死対策総合計画
- 障がい福祉計画
- 障がい児福祉計画
- 食育推進計画
- 雲南市教育基本計画
(子ども読書活動推進計画、スポーツ推進計画)
- 雲南市男女共同参画推進計画

・・・など

なお、本計画においては、国が示す「教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園などを総称して）」を「子育て支援施設」と表記し（制度名称や法令文等は除く）、「保育所」「保育園」は国に準じて「保育所」で表記を統一しています（固有名称を除く）。

第1章 計画の策定にあたって

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。令和8年度以降、随時評価・見直しを行います。令和11年度に、それまでの取り組みの評価・見直しを踏まえて策定作業を行い、令和12年度からの次期計画につなげます。

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
【本計画】 雲南市子ども計画	本計画						
		見直し					
				策定作業		次期計画	

5. 計画の対象

本計画の対象は、子ども・若者とその家庭、地域、企業（事業所）、関係機関、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体とします。

国の「子ども基本法」では、『本法における「子ども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』と明記されています。これは、同法の基本理念として、全ての子どもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「子ども」表記がなされているものです。

このことから、支援が必要な人を把握し、必要な支援を的確に届けることを第一義に考えた上で、本計画についても「子ども」と表記することとし、年齢で画一的に区切らず計画の対象とします。

ただし、法令に根拠があるなど特別な場合には、それに従うものとします。

また、「若者」とは、思春期（中学生時代からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）とします。

「子ども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、特に「若者」と表記しています。

6. 策定の体制

「雲南市子ども計画」の策定にあたっては、「雲南市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること等）を審議しました。

第2章

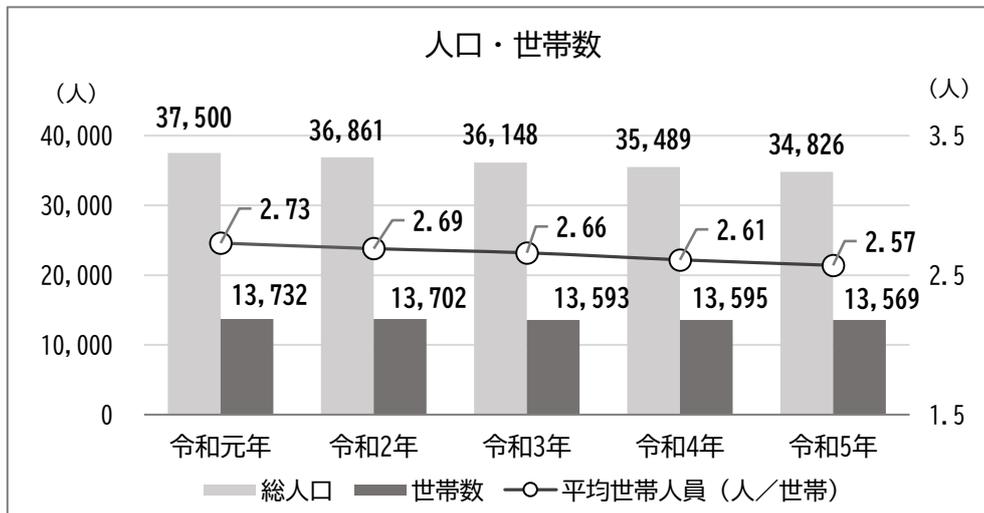
本市のこども・子育てを取り巻く状況

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

1. 人口等の状況

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、令和5年3月現在で34,826人であり、令和元年の37,500人から2,674人減少しています。世帯数と、1世帯当たりの世帯人数は緩やかに減少を続け、小家族化傾向にあります。



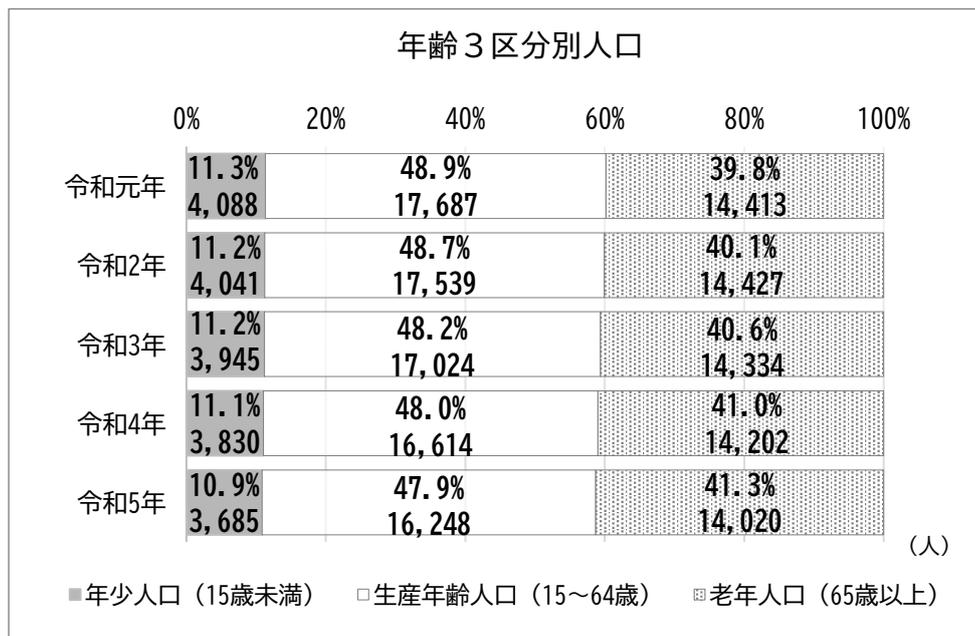
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

(2) 年齢別人口構成

年齢3区分別の人口を見ると、15歳未満の年少人口は11%前後と、この5年間でその割合に大きな変化はありませんが、人数は403人減少しています。

15～64歳未満の生産年齢人口は、比率、人数とも減少しています。

65歳以上の老年人口は、比率は増加していますが、人数は減少しています。老年人口の占める割合は令和2年に40%を超え、少子高齢化が高まっています。



出典：島根の人口移動と推計人口（島根県政策企画局統計調査課）

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(3) 人口動態

① 自然動態の推移

出生数は令和2年に増加に転じたものの、その後は減少を続けています。死亡数は、年によって増減はあるものの、自然動態は令和5年に-553人となり、自然減が進んでいます。

② 社会動態の推移

転出者数は令和元年には1,100人を超えたものの、その後は1,000人を切る中で増減しています。

転入者数は令和元年から令和3年までは減少、令和3年から令和5年は増加傾向にあります。

令和3年からは社会減が緩やかになってはいますが、転出超過の現状にあります。

(人)

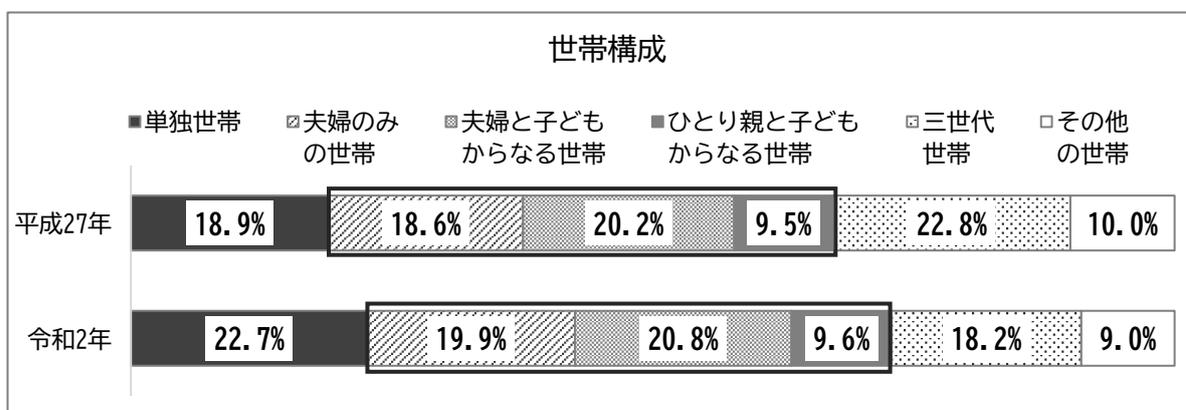
	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生者数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入者数 (d)	転出者数 (e)		(f)
令和元年	173	639	-466	809	1107	-298	-764
令和2年	202	624	-422	746	925	-179	-601
令和3年	184	623	-439	664	929	-265	-704
令和4年	157	656	-499	727	885	-158	-657
令和5年	154	707	-553	802	942	-140	-693
令和元年・5年比較	-19	68	-87	-7	-165	158	71

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

出典：しまね統計情報データベース（市町村別人口・人口動態）各年10月1日現在

(4) 世帯構成の状況

平成27年から令和2年の5年間で、単独世帯が微増、三世帯世帯が微減しています。単独世帯を除く核家族をあわせて50.3%と半数以上になっています。

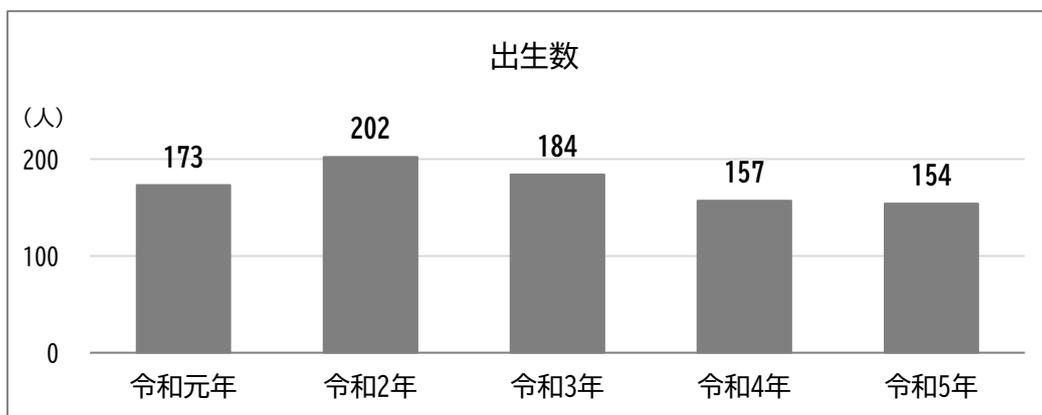


出展：国勢調査（令和2年）

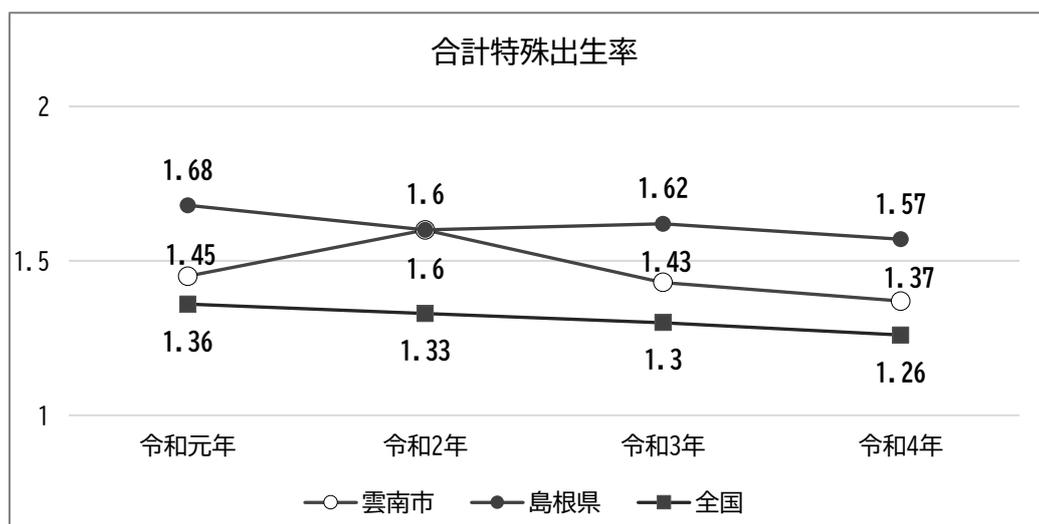
第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(5) 出生数の推移

出生数は、近年増減を繰り返しながら推移していましたが、令和5年は過去最も少ない154人に減少しています。合計特殊出生率は、全国と島根県をともに下回って推移しています。



出典：しまね統計情報データベース（市町村別人口・人口動態）各年10月1日現在

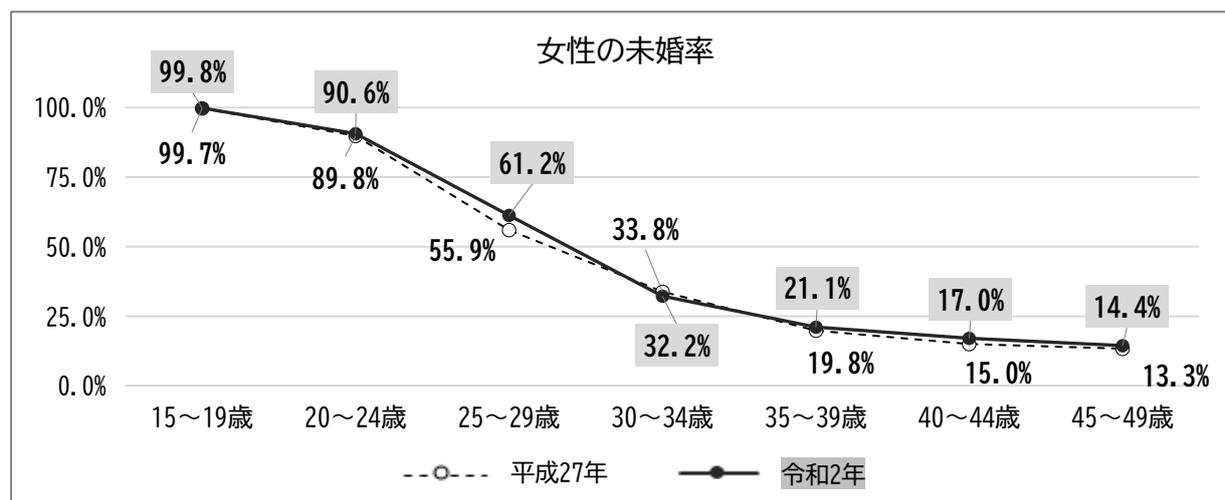
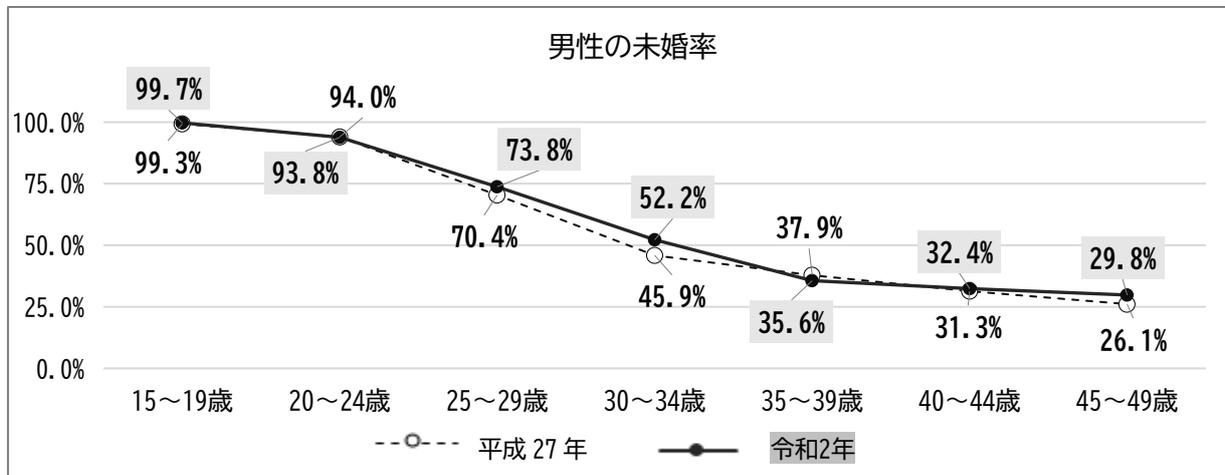


出典：合計特殊出生率（人口動態統計月報年計（概数）の概況）

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(6) 未婚率

令和2年の未婚率を見ると、男性・女性とも、平成27年と比較して、多くの世代で未婚率が上昇しています。20代前半では、男性の未婚率が93.8%、女性は90.6%と高い割合となっています。

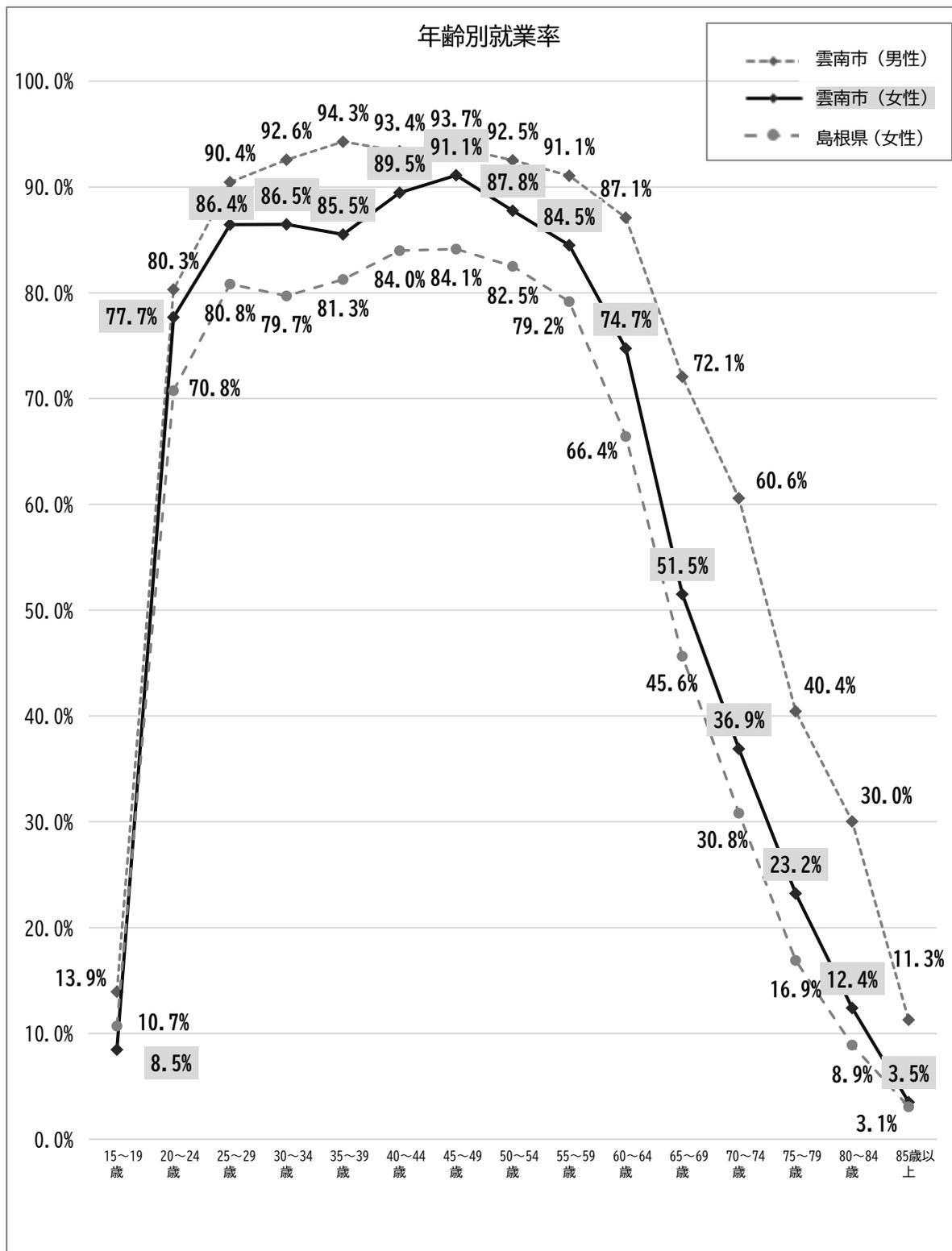


出典：国勢調査（平成27年・令和2年）

(7) 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、全体的に島根県を上回っており、共働き世帯が多い地域であることが伺えます。子育てが落ち着く40歳代になるとやや就業率が上がりますが、「婚姻～子育て開始時期」に就業率が減少するいわゆる「M字カーブ」が見られるほどではありません。

今後、就労を希望する女性に対して、より一層の支援が必要になると考察されます。

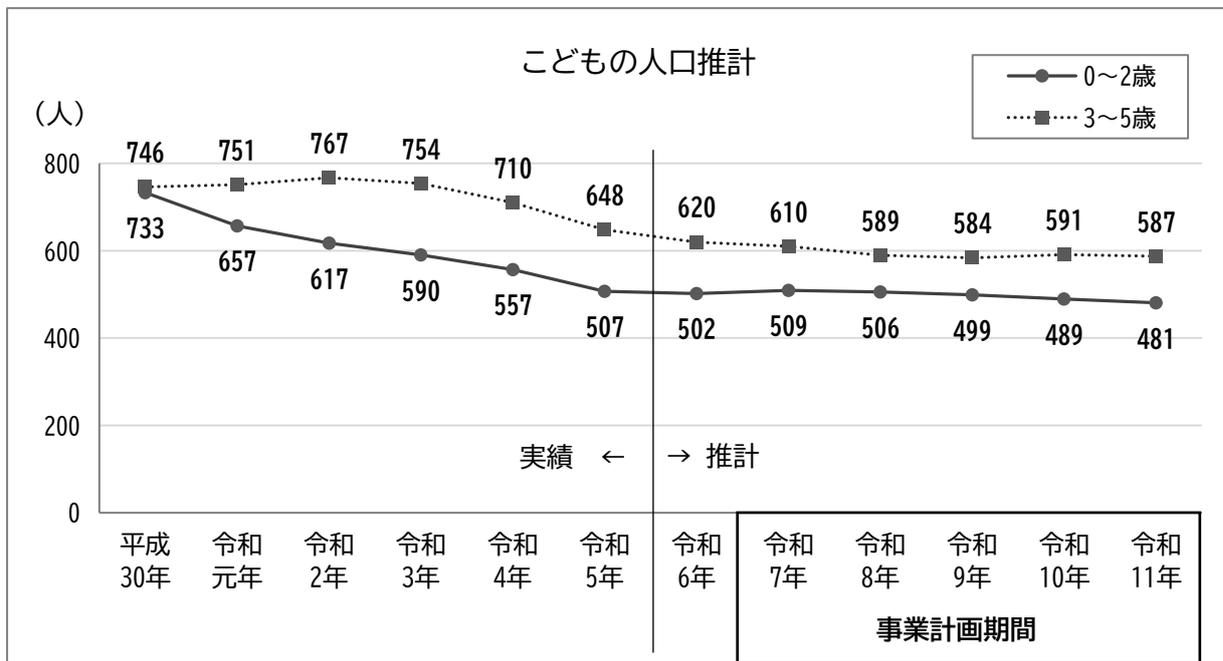


出典：国勢調査（令和2年）

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(8) 就学前児童の人口推計結果

こどもの人口の推計結果については、減少傾向にあります。今後も減少傾向が続くと予測されます。



	実績値←						→推計値					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～5歳	1,479	1,408	1,384	1,344	1,267	1,155	1,122	1,119	1,095	1,082	1,081	1,068
0～2歳	733	657	617	590	557	507	502	509	506	499	489	481
0歳	210	175	197	184	156	156	156	155	153	150	147	145
1歳	257	224	190	205	190	164	171	172	170	168	164	161
2歳	266	258	230	201	211	187	174	182	182	181	178	175
3～5歳	746	751	767	754	710	648	620	610	589	584	591	587
3歳	227	261	263	232	206	210	196	183	191	191	190	187
4歳	256	237	263	264	235	203	221	206	193	201	201	200
5歳	263	253	241	258	269	235	203	221	206	192	201	201
6～11歳	1,785	1,741	1,692	1,669	1,655	1,632	1,480	1,371	1,332	1,285	1,222	1,171
6歳	282	266	256	257	263	274	241	208	226	211	197	205
7歳	307	280	273	269	255	263	277	243	209	228	213	198
8歳	265	304	280	280	272	255	264	278	244	210	229	214
9歳	316	265	305	287	278	275	256	265	279	245	211	230
10歳	313	312	265	303	283	280	218	203	210	221	194	167
11歳	302	314	313	273	304	285	225	175	163	169	178	156

注：人口の実績値は、島根県が毎年公表している「(推計人口)市町村・年齢(各歳)別人口(10月1日現在)」を用いています。また、人口の推計値については、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法であるコホート要因法により行っています。コホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生、及び人口移動)ごとに計算し、将来の人口を求める方法です。令和5年の人口を基準人口とし、平成30年から令和2年までの各歳児のコホート変化率、国立社会保障・人口問題研究所公表の生存率、純移動率*を用いて算出しています。出生数については、令和5年の0歳児数と20歳～44歳女性数の比率(=子ども女性比)及び0歳児の男女比率を基準に、本市の第3次総合計画で目標として設定する合計特殊出生率(令和16年に1.80)となるよう均等に上昇すると仮定した各年の合計特殊出生率を用いて各年の子ども女性比を算出し、20歳～44歳女性数と0歳児男女比率を乗じて推計しました。

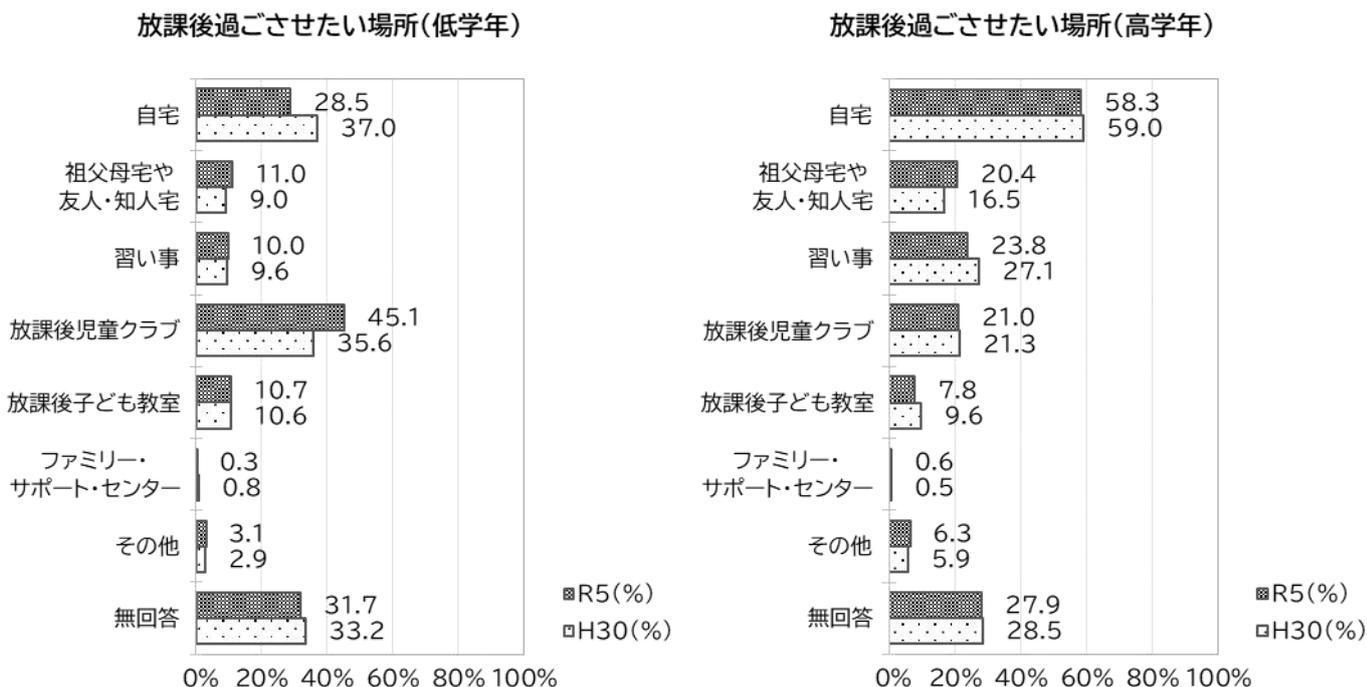
*将来の生残率・純移動率・子ども女性比・0～4歳性比-『日本の地域別将来推計人口』(令和5(2023)年推計)

2. ニーズ調査からみえるこども・子育て世帯の状況

(1) 放課後児童クラブ

就学前児童保護者が、小学校入学後放課後に過ごさせたい場所として、低学年のうちには放課後児童クラブが最も多く、45.1%が回答しています。これは前回調査（平成30年度）より9.5ポイント高くなっており、放課後児童クラブの利用希望が高くなっていることがうかがえます。

一方、高学年になった時に過ごさせたい場所として最も多いのは、自宅で約60%となっています。なお、放課後児童クラブの利用希望は今回調査（令和5年度）、前回調査ともに約21%となっています。

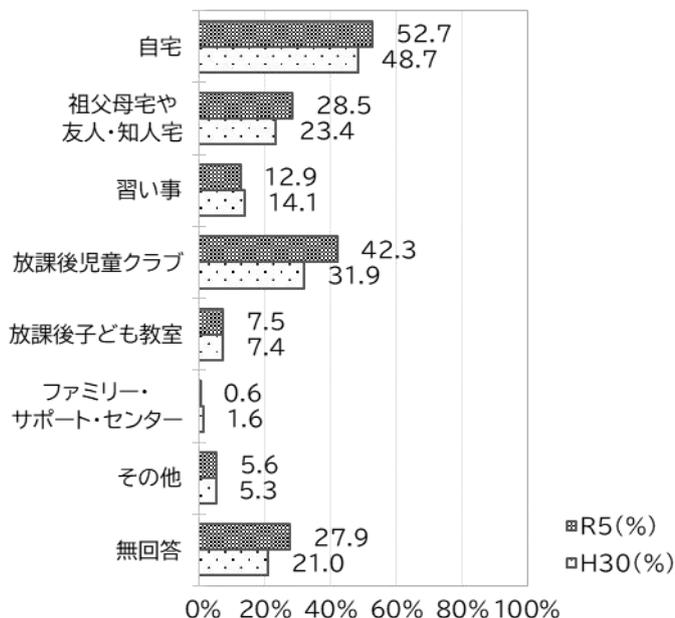


第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

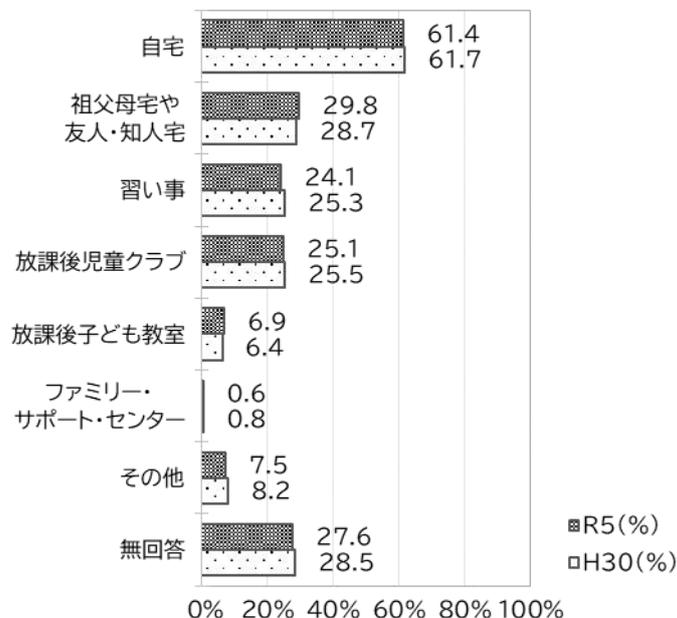
土曜日・日曜日や長期休暇中については、低学年、高学年ともに自宅で過ごさせたいという割合が最も高くなっています。

ただし、今回調査では、低学年のうち放課後児童クラブで過ごさせたいと42.3%が回答しており、前回調査より10.4ポイント上がっています。

土日や長期休暇中に過ごさせたい場所(低学年)



土日や長期休暇中に過ごさせたい場所(高学年)

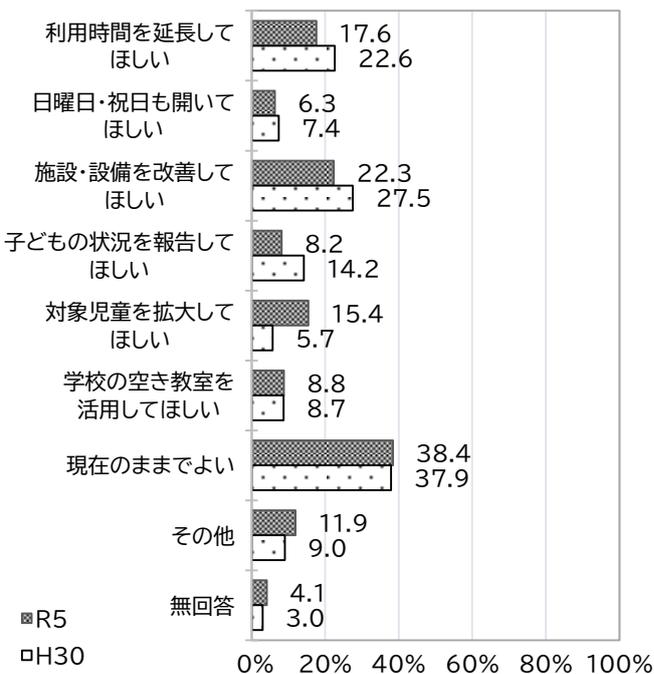


放課後児童クラブに対して、小学生保護者の4割近くが「現在のままでよい」と感じており、前回調査とほぼ変化はありません。

利用時間の延長や施設・設備の改善に関する希望は、前回調査よりやや割合が下がっており、対応の改善が伺えます。

一方で、対象児童を拡大してほしいという希望が前回調査より9.7ポイント上がっています。

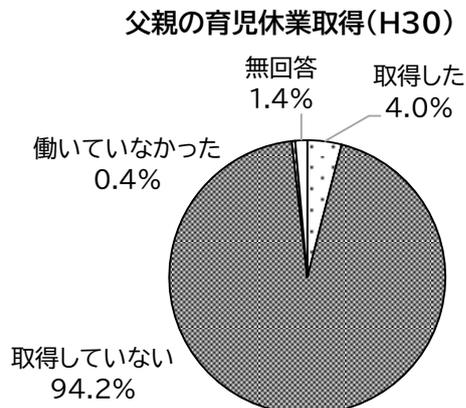
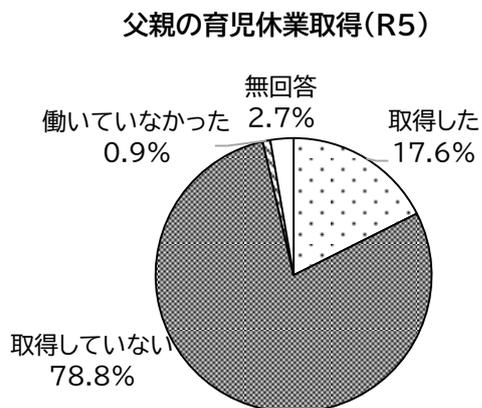
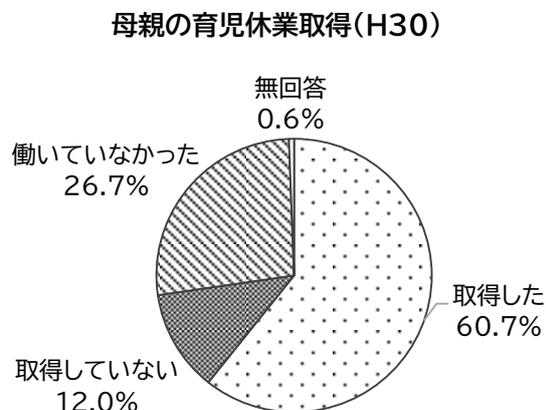
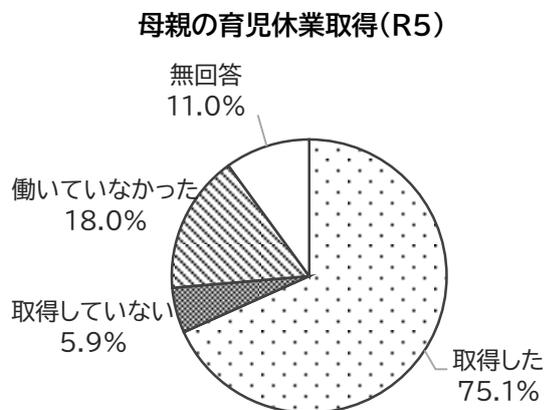
放課後児童クラブに対して感じていること



第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(2) 育児休業の取得

就学前児童保護者のうち、育児休業を取得した割合は、母親が75.1%、父親が17.6%であり、前回調査より母親では14.4ポイント、父親では13.6ポイント上昇しています。

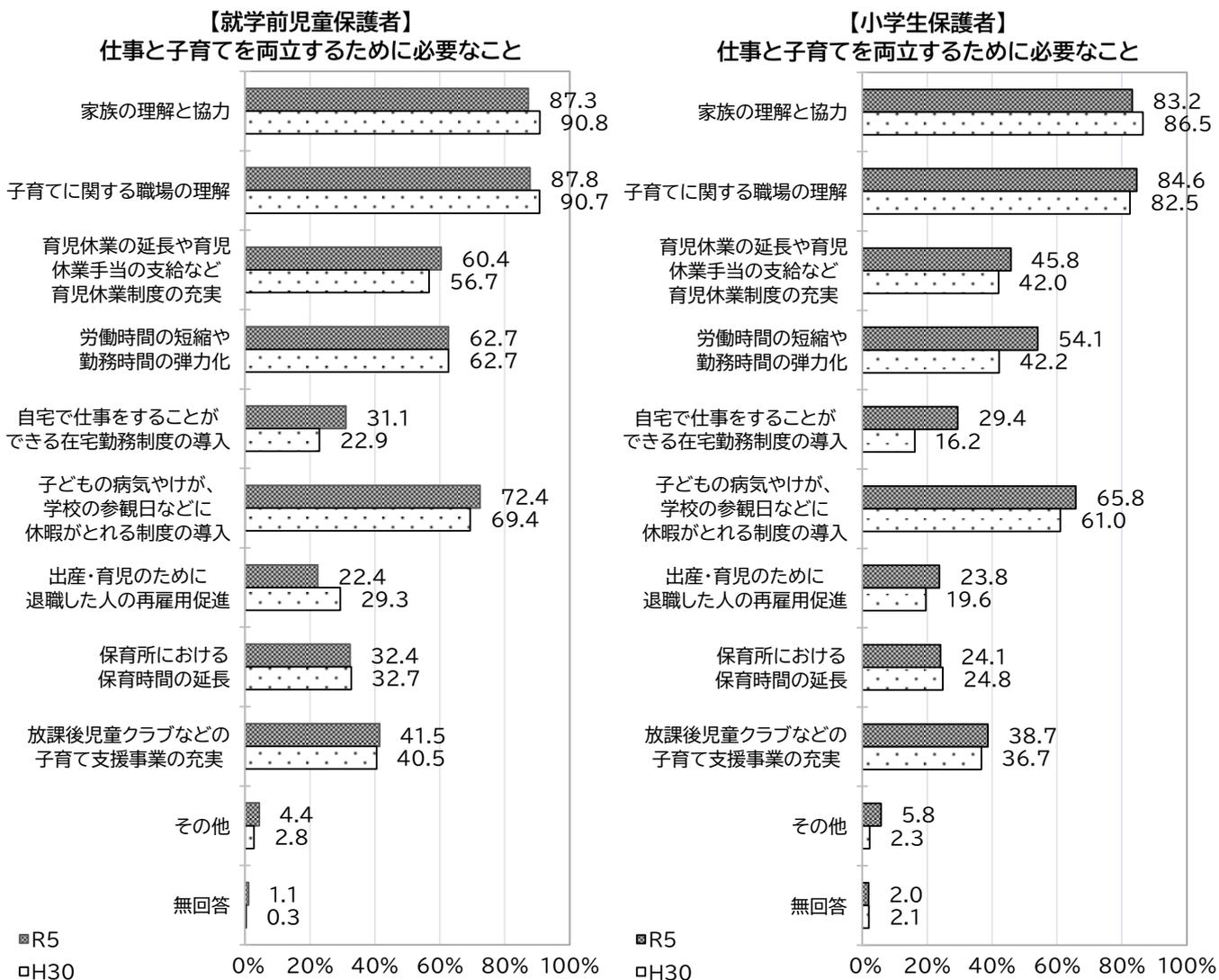


第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(3) 仕事と子育ての両立

仕事と子育ての両立のために必要なこととして、就学前児童保護者、小学生保護者とも「家族の理解と協力」「子育てに関する職場の理解」と8割～9割が回答しており、前回調査でも同様の傾向です。

前回調査との比較では、就学前児童保護者、小学生保護者とも「子どもの病気やけが、学校の参観日などに休暇がとれる制度の導入」が高い割合になっています。

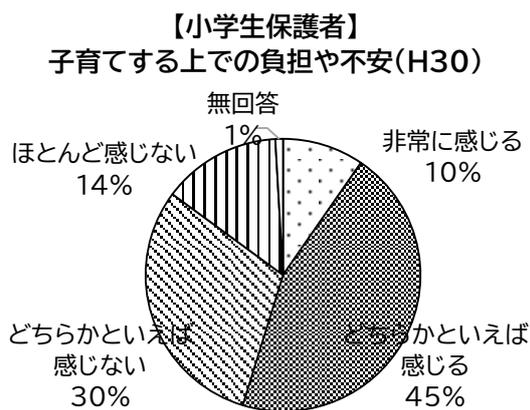
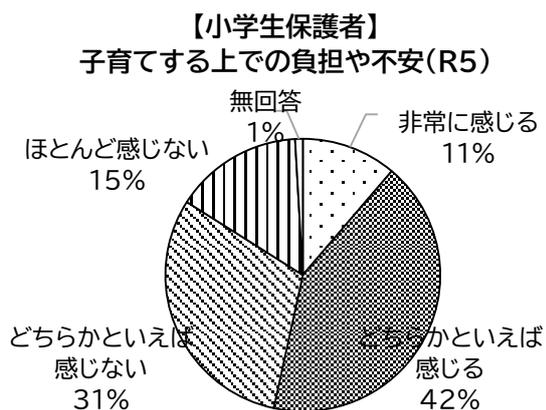
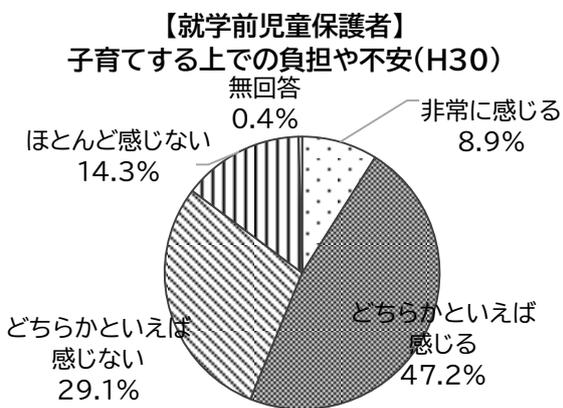
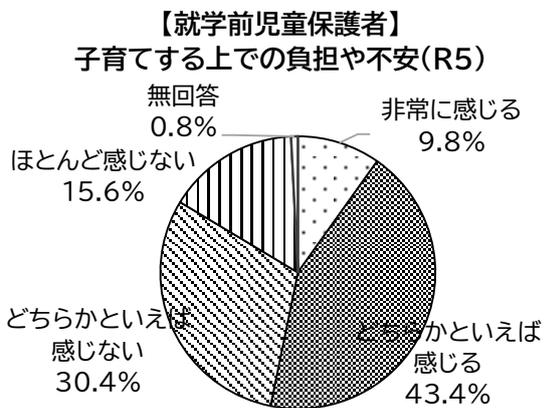


第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(4) 子育てにおける負担感や不安感

子育てをする上で、負担や不安を「非常に感じる」「どちらかといえば感じる」という保護者は、就学前児童保護者も小学生保護者も5割強が感じると回答しています。

前回調査と比較し若干減少していますが、「非常に感じる」と答えた割合は就学前保護者も小学生保護者も増えており、負担や不安の解消が引き続き求められています。



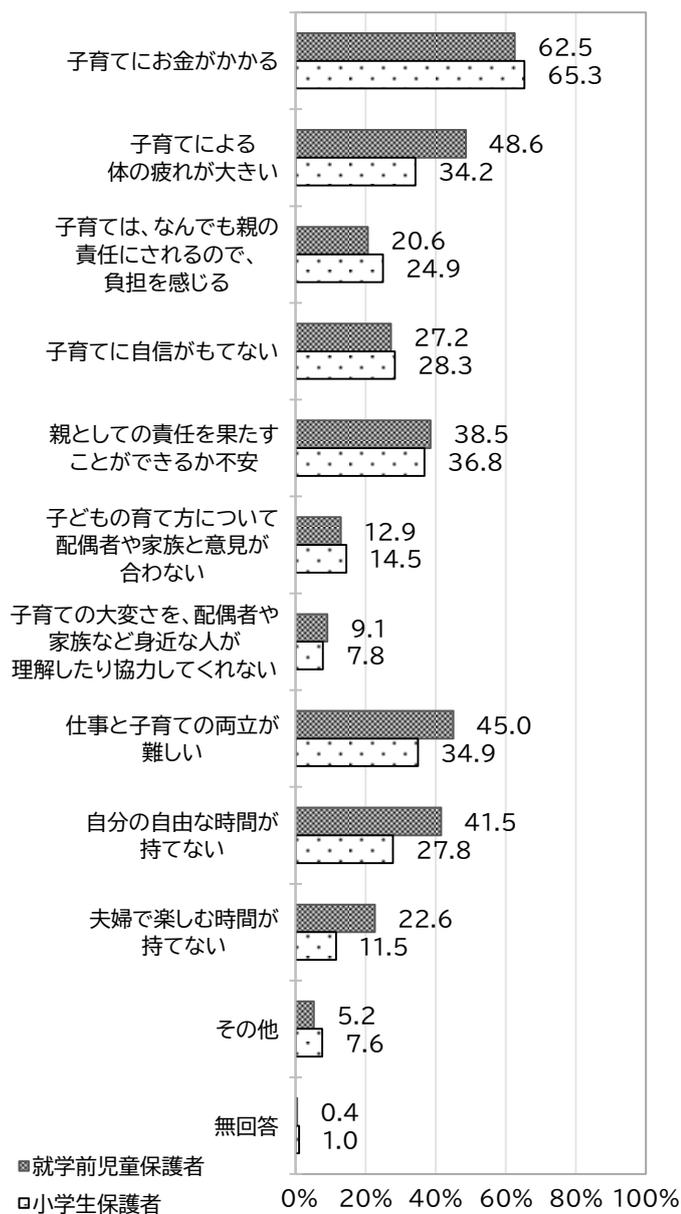
第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

子育てをする上で、負担や不安を感じる内容として最も多いのは、「子育てにお金がかかる」で6割以上が回答しています。

また、「親としての責任を果たすことができない不安」を4割近くが挙げています。

特に就学前児童保護者では、「仕事と子育ての両立が難しい」「自分の自由な時間が持てない」と4割以上が回答しています。

子育てする上で、負担や不安を感じる内容



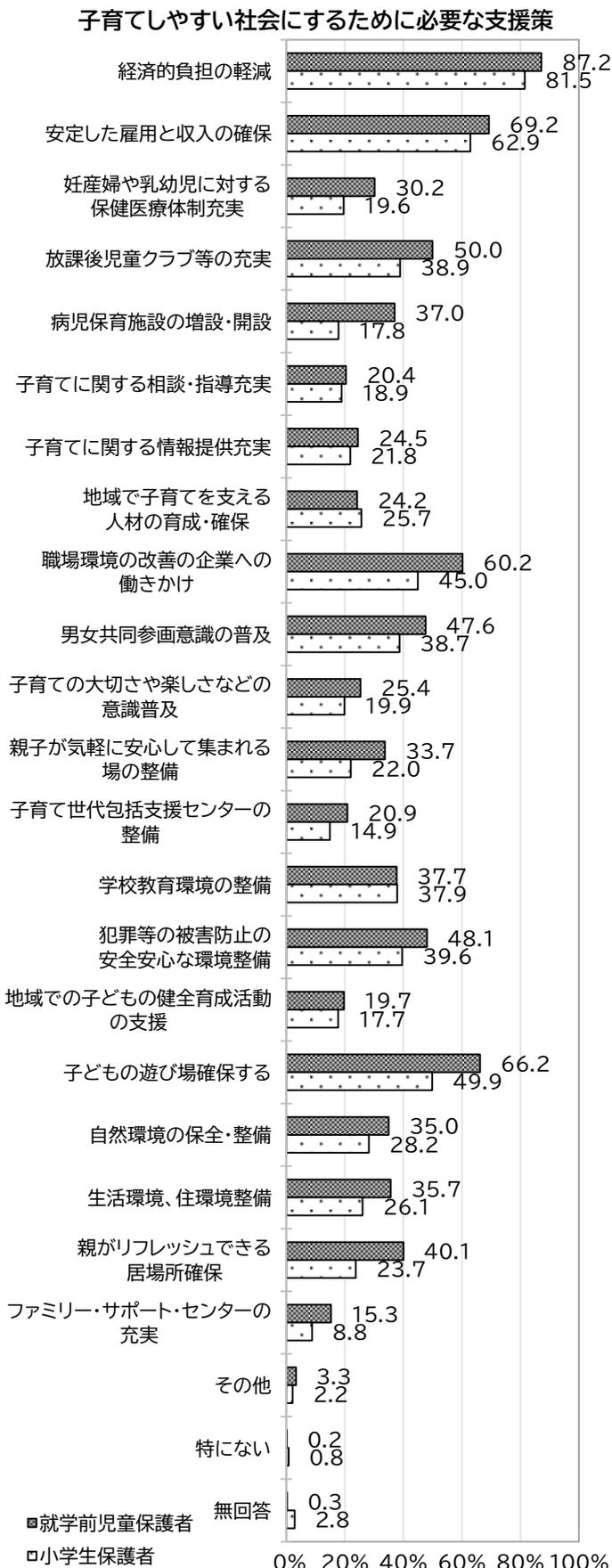
第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(5) 子育てしやすい社会のための支援策

子育てしやすい社会のための支援策としては、8割以上が「経済的負担の軽減」を挙げています。

次いで「安定した雇用と収入の確保」「職場環境の改善の企業への働きかけ」が多く挙げられており、子育て世代の若者が安心して働ける環境が求められています。

また、「子どもの遊び場を確保する」という回答が、就学前児童保護者で6割以上の回答があります。



第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

3. 子育て支援の取り組み状況（第2期計画の実績・成果）

（1）各種事業の確保量と実績

[子育て支援施設]

1) 幼稚園・認定こども園のニーズ

※計画欄の下線は、令和4年度の間見直しにおいて下方修正を、二重下線は上方修正したものです。（以下同様）

単位(人)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績/ 見込量①	認定こども園及び幼稚園	83	88	81	85	<u>76</u>	77	<u>66</u>	61	<u>61</u>	49
	1号認定	83	88	81	85	<u>76</u>	77	<u>66</u>	61	<u>61</u>	49
	2号認定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策② (確保量)	認定こども園及び幼稚園	310	310	295	290	<u>240</u>	240	<u>230</u>	230	<u>230</u>	230
過不足 ②-①		227	222	214	205	164	163	<u>164</u>	169	<u>169</u>	181

※いずれも3月31日現在（庁内資料より）

- ・令和3年4月から木次こども園が新園舎になるのに合わせ定員を減少しました（30人→20人）
- ・令和4年度から西日登幼稚園、鍋山幼稚園が閉園となりました（定員15人→0人、定員15人→0人）
- ・令和4年度に大東こども園、三刀屋こども園、令和5年度に加茂こども園の定員を減少しました（35人→25人、35人→25人、25人→15人）
- ・少子化に加え、保護者の就労形態の変化等により、幼稚園利用は減少傾向にあります

2) 保育所・認定こども園のニーズ（3歳以上）

単位(人)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績/ 見込量①	認定こども園及び保育所	663	670	644	679	<u>644</u>	647	<u>589</u>	600	<u>544</u>	578
	確保方策② (確保量)	695	695	710	705	<u>720</u>	720	<u>720</u>	720	<u>720</u>	720
過不足 ②-①		32	25	66	26	<u>76</u>	73	<u>131</u>	120	<u>176</u>	142

※いずれも3月31日現在（庁内資料より）

- ・令和3年4月から木次こども園が新園舎になるのに合わせ定員を増加しました（60人→70人）
- ・令和4年度に大東こども園、三刀屋こども園の定員を増加、掛合保育所の定員を減少しました（25人→35人、30人→40人、45人→40人）
- ・適宜定員の見直しを行い、十分な確保量を確保することができました

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

3) 保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ（0歳児）

単位(人)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量①	認定こども園及び保育所+地域型保育+企業主導型（0歳児）	158	148	154	169	128	141	141	138	153	123
確保方策②（確保量）	認定こども園及び保育所	162	162	170	165	165	165	161	161	166	166
	地域型保育事業※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育事業	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3
	合計	165	165	173	168	167	167	163	167	169	163
過不足 ②-①		7	17	19	-1	39	26	22	29	16	40

※いずれも3月31日現在（庁内資料より）

- ・令和3年4月から木次こども園が新園舎になるのに合わせ定員を増加しました（12人→20人）
- ・令和3年4月から加茂こども園が業務委託になるのに合わせ定員を減少しました（25人→20人）
- ・令和5年度に掛合保育所の定員を減少しました（10人→4人）
- ・適宜定員の見直しを行いながら、適切な確保体制の維持に努めました
- ・特定の施設の入所を希望され、結果として実績が確保量を上回った年度がありましたが、適宜定員の見直しを行いながら、適切な確保体制の維持に努めました

4) 保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ（1～2歳児）

単位(人)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量①	認定こども園及び保育所+地域型保育+企業主導型（1～2歳児）	345	381	312	348	355	362	325	358	328	320
確保方策②（確保量）	認定こども園及び保育所	398	398	410	410	405	405	399	399	399	399
	地域型保育事業※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育事業	6	6	6	6	4	4	4	4	4	4
	合計	404	404	416	416	409	409	403	403	403	403
過不足 ②-①		59	23	104	68	54	54	78	78	75	75

※いずれも3月31日現在（庁内資料より）

- ・令和3年4月から木次こども園が新園舎になるのに合わせ定員を増加しました（28人→40人）
- ・令和4年度及び令和5年度に掛合保育所の定員を減少しました（25人→20人、20人→14人）
- ・計画よりも実績が多い状況が継続しました
- ・適宜定員の見直しを行いながら、適切な確保体制の維持に努めました

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

[地域子ども・子育て支援事業]

1) 延長保育事業

単位(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
見込量①	255	216	242	159	210	231	196	235	189	189
確保方策②(確保量)	255	255	242	242	210	231	196	235	189	189
実施箇所数	10	10	11	11	11	11	11	11	11	11
過不足 ②-①	0	39	0	83	0	0	0	0	0	0

- ・令和3年4月から木次こども園が新園舎になるのに合わせ延長保育を開始しました
- ・公立の全ての施設で短時間時の延長保育を開始しました
- ・令和4年度以降、計画より実績が多い状況が継続しました

2) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

単位(人)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
市全域 【低学年】	実績/見込量①	445	469	414	428	451	452	450	469	453	453
	確保方策②(確保量)	445	469	414	428	450	452	450	469	453	453
	過不足 ②-①	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0
市全域 【高学年】	実績/見込量①	159	135	163	126	80	80	119	104	142	142
	確保方策②(確保量)	159	135	163	125	79	79	119	119	142	142
	過不足 ②-①	0	0	0	-1	-1	-1	0	15	0	0
市全域 【全学年】	実績/見込量①	604	604	577	554	531	532	569	573	595	595
	確保方策②(確保量)	604	604	577	553	529	531	569	588	595	595
	過不足 ②-①	0	0	0	-1	-2	-1	0	15	0	0
	施設数(箇所)	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	(参考) 受入可能人数	717	717	717	727	727	727	727	727	727	727

<放課後子ども教室>

単位(箇所)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
開設数 【校区別】	実績/目標値	18	18	18	19	18	19	18	19	18	17
開設数【市内 全域(体育文化施設等)】	実績/目標値	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
放課後児童クラブと放課後子ども教室の 一体的運営	実績/目標値	3	3	3	4	4	7	4	7	5	6

- ・令和2年度にちゃれんじクラブを開設し、定員を増加しました
- ・令和3年度に寺領児童クラブの場所を日登交流センター内に移転し、定員を増加しました

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

- ・ニーズの高まりから受け入れできない状況がありましたが、以降解消しました

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位（人）	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量①	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
確保方策（確保量）②	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
実施個所数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
過不足 ②-①	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0

- ・令和6年度より事業開始しました

4) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

単位（人）	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量	21,535	13,885	19,786	16,568	14,580	16,348	14,580	19,044	14,580	19,500
確保方策（実施個所数）	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ・コロナ感染症の5類移行以降、利用者は増加しました

5) 一時預かり事業（幼稚園型）

単位（人日）、箇所		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
幼稚園在園児対象	実績／見込量①	1,452	1,762	1,417	2,252	<u>1,678</u>	1,548	<u>1,457</u>	1,186	<u>1,347</u>	1,347
	1号認定の見込量	1,452	1,762	1,417	2,252	<u>1,678</u>	1,548	<u>1,457</u>	1,186	<u>1,347</u>	1,347
	2号認定の見込量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策（確保量）②	1,452	1,762	1,417	2,252	<u>1,678</u>	1,678	<u>1,457</u>	1,457	<u>1,347</u>	1,347
	確保方策（実施個所数）	14	12	14	12	<u>12</u>	12	<u>12</u>	12	<u>12</u>	12
過不足 ②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ・西日登幼稚園及鍋山幼稚園は令和2、3年度に休園し、令和4年度から閉園しました

- ・在籍児童数の減少とともに、利用者は減少傾向にありました

5) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

単位（人日）、箇所		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
保育所等による一時預かり事業	実績／見込量①	1,145	1,195	1,085	837	989	705	<u>989</u>	975	<u>989</u>	989
	確保方策（確保量）②	1,145	1,195	1,085	1,085	989	989	<u>989</u>	989	<u>989</u>	989
	保育所等による対応	1,145	1,195	1,085	1,085	989	989	<u>989</u>	989	<u>989</u>	989
	確保方策（実施個所数）	10	10	11	11	11	11	<u>11</u>	12	<u>11</u>	12
過不足 ②-①		0	0	0	248	0	284	0	14	0	0

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

- ・令和3年4月から木次こども園が新園舎になるのに合わせ、一時預かりを開始しました
- ・令和5年度から吉田・田井保育所で開始、令和6年度からあおぞら保育園分園は休園しました
- ・年度によってばらつきはありますが、近年は増加傾向にありました

5) 一時預かり事業（トワイライトステイ）

単位（人）	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量①	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
確保方策（確保量）②	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
実施個所数	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
過不足 ②-①	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0

- ・令和6年度より事業開始しました

6) 病児・病後児保育事業

単位（人）	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量①	418	336	396	1,249	<u>1,211</u>	942	<u>1,158</u>	1,045	<u>1,149</u>	1,034
確保方策（確保量）②	418	418	396	1,249	<u>1,211</u>	1,211	<u>1,158</u>	1,158	<u>1,149</u>	1,149
病児・病後児保育事業	415	336	393	1,249	<u>1,208</u>	942	<u>1,152</u>	1,045	<u>1,146</u>	1,034
病児・病後児保育事業（延べ人数）	407	164	378	350	<u>362</u>	448	<u>321</u>	415	<u>319</u>	411
病児・病後児保育事業（実施個所数）	2	2	2	3	<u>4</u>	4	<u>4</u>	4	<u>4</u>	4
病児・病後児保育事業（定員）	6	6	6	8	<u>10</u>	10	<u>10</u>	10	<u>10</u>	10
体調不良児対応型（延べ人数）	8	172	15	899	<u>846</u>	494	<u>831</u>	630	<u>827</u>	623
体調不良児対応型（実施個所数）	1	1	2	4	<u>3</u>	3	<u>3</u>	3	<u>3</u>	3
体調不良児対応型（定員）	2	—	4	—	—	—	—	—	—	—
非施設型（訪問型）（延べ人数）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非施設型（訪問型）（実施個所数）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子育て援助活動支援事業（ファミサポ病児緊急対応）（人日）	3	3	3	0	3	5	3	3	3	3
過不足 ②-①	0	82	0	0	0	269	0	113	0	115

- ・令和3年度から加茂こども園の業務委託に合わせ、病後児保育事業を開始しました
- ・令和3年度から大東保育園、かもめ保育園、三刀屋保育所を体調不良児型に計上、令和4年度から掛合保育所を体調不良児型から病後児保育事業に区分変更しました

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

- ・コロナ禍において利用者は減少したものの、近年増加傾向にありました

7) ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）〈就学前児童〉

単位（人日）	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量①	448	197	425	289	284	414	280	469	278	480
確保方策（確保量）②	448	448	425	425	284	414	280	469	278	480
過不足 ②-①	0	251	0	136	0	0	0	0	0	0
援助会員＋両方会員（人）	103	123	105	130	129	161	130	143	130	150

7) ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）〈就学後児童〉

単位（人日）	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量①	315	250	299	211	246	210	240	170	232	170
確保方策（確保量）②	315	315	299	299	246	246	240	240	232	232
過不足 ②-①	0	65	0	88	0	36	0	70	0	62
援助会員＋両方会員（人）	103	123	105	130	129	161	130	143	130	150

- ・依頼内容としては、送迎利用の割合が高い状況にありました
- ・ニーズに応えられるよう、援助会員を増やしていく必要があります

8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちはあかちゃん事業）

単位（人）		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量		184	203	177	167	174	152	173	155	170	160
確保方策 （提供量）	実施体制 （人／年）	11	12	11	11	11	11	11	11	11	7
	実施機関	雲南市									
	委託団体等	委託 なし									

- ・出生数の減少に伴い、訪問件数も減少しました

9) 妊婦健康診査

単位（人）		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
見込量		2,436	2,301	2,422	1,946	2,380	1,874	2,100	1,628	2,100	1,628
確保方策 （提供量）	健診回数 （回／年）	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	実施場所	委託医療機関									
	実施体制	島根県医師会他18か所									
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査									
	実施時期	妊娠23週まで（4週に1回） 妊娠24～35週まで（2週間に1回） 妊娠36週～出産まで（週に1回）									

- ・妊娠届出数の減少に伴い、受診者数も減少しました

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

10) 養育支援訪問事業

単位（人）	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
見込量	2	0	2	3	2	1	2	1	2	1
確保方策	実施体制	2	2	2	2	2	2	2	2	1
	実施機関	雲南市								
	委託団体等	なし								

・必要に応じて実施しました

11) 利用者支援事業

単位（箇所）	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量（実施箇所数）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
確保方策（実施か所数）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
参考 相談件数（すワン）	645	544	645	510	645	406	645	420	645	450
参考 相談件数（だっこ♪）	230	415	230	221	230	216	230	239	230	230

・令和6年度からこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり一体的に支援を行う体制を整えました

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

単位（人）	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実績／見込量（対象者数）	-	-	-	2	2	1	2	1	2	1

・令和3年度から補助金として補足給付を開始しました

(2) 各種施策の取り組み結果

【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり

取り組み方針1. 地域における子育て支援策の充実

- ・子育てについて気軽に相談でき、必要な情報を得ることができる環境を整備することにより、子育ての知識・経験の不足や相談相手がないことからくる不安や孤立感の軽減を図る
- ・楽しく子育てできるよう、子育て中の親子の交流を促進する

成 果

- ・市民アンケートの結果から、「子育てについて相談できる相手がいる保護者の割合」は9割を超え、高い水準で推移しています。また、子育てアンケートの結果から、「子育てする上で、負担や不安を感じている割合」は、小学生保護者、未就学児保護者ともに前回調査時より減少しています。こども家庭支援センター「すワン」や母子健康包括支援センター「だっこ♪」、子育て支援センター等の相談窓口を充実してきた成果と言えます。令和6年度からはこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり一体的に支援を

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

行えるよう、さらなる体制の強化を行っています。

- 施設調査票の結果から、「親子の交流が行われていると感じる割合」は保育・教育施設が65.0%、児童福祉施設は56.3%となっており、必ずしも、交流が進んだとは言えない結果となりました。施設からは、コロナ禍にあって、こどもに関する様々な事業、イベント等が制限されたことにより、保護者同士のつながりの希薄化がみられるとの声があります。つながりを促し、子育てが楽しいと感じられるような環境づくりを進めていく必要があります。

(参考指標)

※第2期計画では指標が設定していないため、成果を振り返る参考として、行政評価等で用いている成果指標等を参考指標として使用しています。(以下同様)

	令和2年度	令和5年度
子育てについて相談できる相手がいる保護者の割合 (市民アンケート)	92.7%	94.6%
子育てする上で、負担や不安を感じている割合 (子育てアンケート)	小学生 54.8%	小学生 53.4%
	未就学児 56.1%	未就学児 53.3%
親子の交流が行われていると感じる割合 (施設調査票)	/	保育・教育(R6) 65.0%
		児童福祉(R6) 56.3%

[主な施策の取り組み成果]

- ① 子育て支援のネットワークづくり ※ () 内は事務事業名です (以下同様)
 - 地域自主組織等により、こどもの見守り、多世代交流、体験事業、交流事業、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等、こども及び子育て世代への支援が地域ぐるみで行われました。(地域づくり活動等支援事業：地域振興課)
 - 子育て支援センターや子育てサロン、ファミリーサポートセンターの連携などにより、地域における子育てのネットワークを構築しました。(地域子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業：こども政策課)
 - 市報や市のホームページ、子育てポータルサイトを活用し、情報発信に努めました。(こども政策課)
 - 子育て世代の保護者と市長との意見交換を行いました。(市政懇談会開催事業：広報広聴課)
- ② 子育て家庭への支援機能の強化
 - 親子の交流の場、親子同士の交流の場、子育ての相談の場として、市内5カ所に子育て支援センターを設置し、各種事業を実施しました。(地域子育て支援センター事業：こども政策課)
 - 母子保健コーディネーターの配置、こども家庭支援センター「すワン」、母子健康包括

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

支援センター「だっこ♪」を設置し、関係機関等との連携を図りながら、妊娠、出産、子育て期に至るまでの切れ目ない支援に取り組みました。(母子健康包括支援センター事業、こども家庭支援センター運営事業：こども家庭支援課)

取り組み方針2. 家庭の状況に応じたこどもへの支援の充実

- 疾病の早期発見、発見した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関や地域と連携を充実する
- ひとり親家庭への経済的支援などを行うとともに、個々の家庭状況に応じた悩みや不安を気軽に相談できる体制を強化する
- 障がい児に関する関連計画、関係機関等との連携を十分に図りながら、障がい児への支援を促進する

成 果

- 市民アンケートの結果から、「子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合」は、令和2年度より4.5ポイント減少しています。子育てに関する相談体制を整える中で、家庭の状況に応じ、こどもへの支援の充実を進めてきていますが、十分な成果として表れていない状況にあります。
- 一方で、施設調査票の結果から、「関連機関の連携が図られていると感じる割合」は保育・教育施設で80%、児童福祉施設で75%と高い水準となっており、こども・家庭への支援を行う支援関係者の連携は整いつつあります。関係機関の連携強化が適切な支援へとつながり、そのことが実感できるように引き続き取り組みを強化していく必要があります。

(参考指標)

	令和2年度	令和5年度
子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合（市民アンケート）	83.3%	78.7%
関係機関の連携が図られていると感じる割合（施設調査票）	/	保育・教育(R6) 80.0%
		児童福祉(R6) 76.5%

[主な施策の取り組み成果]

① 児童虐待防止対策の充実

- 相談・支援体制を整備するとともに、関係機関との連携も図りながら児童虐待の対応及び未然防止・早期発見に向け、広報・啓発活動、研修会等を実施しました。(児童虐待対策事業：こども家庭支援課)
- 育児不安の解消やこどもの虐待防止、産後うつ予防などの目的で、初めて赤ちゃんを育てている母親と0歳児に赤ちゃんと一緒に参加する「親子の絆づくりプログラム

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(BP1)」を実施しました。(児童虐待対策事業：こども家庭支援課)

- 保護者が疾病、就労その他の身体上又は環境上等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に養育・保護を行うため、里親の方々のご協力を得ながら、令和6年度から短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）を開始しました。

② ひとり親家庭への自立支援の推進

- 母子父子自立支援員を配置し、母子・父子・寡婦の相談や、自立支援プログラムの策定等を行いました。(母子生活支援事業：こども家庭支援課)
- 自立支援教育訓練給付事業、高等職業訓練促進給付金等事業等、就業・自立に向けた支援制度の周知、利用促進を行いました。(母子父子家庭自立支援給付金事業：こども家庭支援課)
- ひとり親家庭の経済的負担軽減のため、児童扶養手当事業に取り組みました。(児童扶養手当事業：こども家庭支援課)

③ こどもの貧困への対策の推進

- 生活困窮者自立支援制度による包括的な相談支援体制として、雲南市社会福祉協議会に「生活支援・相談センター」を委託・設置し、こどものいる貧困世帯に対する支援として、生活の困りごとや経済的な不安などを相談、解決のための支援を実施しました。併せて、支援調整会議の開催により、関係機関との情報共有を図り、家計改善支援、就労支援等により、課題の解決に取り組みました。(生活困窮者自立支援事業：健康福祉総務課)
- 様々な理由により放課後児童クラブや学習塾、スポーツ少年団等の活動に参加できない児童を対象に、放課後や長期休業等において、学習支援や体験活動を行いました。(子ども第三の居場所事業：キャリア教育政策課)

④ 障がい児施策の充実

- 保護者の相談を踏まえ、入所に向けた調整を行いながら、障がい児保育を引き続き実施しました。私立施設については、障がい等を持つ児童受け入れのために配置する加配保育士の人件費の助成を行いました。(障がい児保育：こども政策課、障がい児等保育対策事業：長寿障がい福祉課)
- 言葉や発達等に心配のある乳幼児とその保護者に対して、小児発達専門医が相談や助言、療育機関等の紹介を行う発達クリニック事業に取り組みました。(発達クリニック事業：こども家庭支援課)
- 乳幼児健診等において疾病や障がいの早期発見に努めるとともに、フォローが必要なこどもについて、こども家庭支援センター「すワン」や所属施設、専門機関等と連携を図りながら支援を行いました。(乳児集団健診事業、幼児集団健診事業：こども家庭支援課)
- 発達に応じた継続した支援、関係機関との連携ツールとして、「すくすくファイル」、「すくすくアンケート」、「個別の支援計画」、「医療連携シート」を積極的に活用し、切れ目ない支援を行いました。(こども家庭支援センター運営事業：こども家庭支援課)
- 障がい福祉サービスの必要な児童に対して、法に基づき児童発達支援、放課後等デイサ

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

ービス、短期入所（ショートステイ）、居宅介護（ホームヘルプ）、移動支援などのサービスを提供しました。（障がい児通所給付事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、高額障がい児通所給付事業、介護給付費等事業（居宅介護、短期入所）：長寿障がい福祉課）

- 市外の特別支援学校に通学している幼児、児童、生徒の通学費用支援、また、通学支援を実施する事業者への支援を行いました。（特別支援学校通学支援助成事業：学校教育課、移動支援事業：長寿障がい福祉課）

⑤ 外国につながる幼児への支援・配慮

- （一社）ダイバーシティうんなん toiro に多文化共生推進業務を委託し、外国人住民に対する相談窓口を設置しており、子育て施設等への入所手続き等においても必要に応じ支援を行いました。（多文化共生推進事業：地域振興課）
- 日本語指導支援事業を受託した業者が、次年度小学1年生になる幼児のうち、語彙が少ない児童や日本語での日常会話が十分にできない幼児などに対し、保護者の希望により語彙力のチェックを行い、就学前日本語指導支援を実施しました。（日本語指導支援事業：学校教育課）

取り組み方針3. こどもの安全の確保と生活環境の整備

- こどもにとって安全な生活空間の確保をはじめ、交通安全や防犯に対する意識啓発、安全・安心確保のための地域住民の自主活動等を促進し、地域全体でこどもを見守るまちづくりを一層促進する
- 安心して遊べる公園の整備・充実など、こどもにとって安全で快適な生活環境の確保に努める

成 果

- 市民アンケートの結果から、「地域の子どもを育てようと活動している市民の割合」は、令和2年度と比較して、ほぼ横ばいで推移しています。また、施設調査の結果から、「地域全体でこどもを見守る環境が整備されていると感じる割合」は教育・保育施設及び児童福祉施設とも高い水準となっています。保護者や地域等の支え、関係機関との連携により、こどもの安心・安全な環境整備が図られていると言えます。
- 一方、施設調査の結果から、「遊び場の環境が整備されていると感じる割合」は、教育・保育施設で約半分、児童福祉施設では約3割と低い評価となっています。遊具等の設備の老朽化や、高齢化の進展から、これまで地域等の支えでできていた自然の遊び場の環境整備が難しくなる懸念があるとの声もあり、雲南市の恵まれた環境を活かしたこどもの遊び場について、引き続き確保・整備に向けた取り組みが必要です。

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(参考指標)

	令和2年度	令和5年度
地域の子どもを育てようと活動している市民の割合 (市民アンケート)	26.2%	25.2%
安心・安全な環境が図られていると感じる割合 (施設調査票)		保育・教育(R6) 85.0%
		児童福祉(R6) 76.5%
遊び場の環境が整備されていると感じる割合 (施設調査票)		保育・教育(R6) 55.0%
		児童福祉(R6) 35.3%

[主な施策の取り組み成果]

① こどもの安全・安心の確保

- 「雲南市通学路交通安全プログラム」に基づき、危険個所の抽出を行い、計画的に対策工事を実施しました。(通学路交通安全プログラム事業：学校教育課)
- 雲南警察署、雲南市交通指導員をはじめ、学校の教職員やPTA、地域の見守り組織等による登下校時の見守り活動を通じて、地域ぐるみで交通安全や防犯対策が行われました。(安全安心まちづくり事業、交通指導員設置事業：くらし安全室)

② 快適な生活環境の整備

- 子育て世帯等の生活環境支援を目的に、宅地購入補助、民間賃貸住宅家賃補助、子育て世帯応援リフォーム補助に取り組みました。また、定住促進を目的に子育て世帯等を対象とした定住促進住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃減額を行いました。(子育て世帯定住地購入支援事業、民間賃貸住宅家賃助成事業、子育て世帯応援リフォーム事業：うんなん暮らし推進課、定住促進住宅・特定公共賃貸住宅の入居者支援事業：建築住宅課)
- 教育・保育施設の園庭を施設の休園日(土日等)に開放し、こどもの遊び場の確保を図りました。(園開放：こども政策課)
- 教育・保育施設や、既存の公園や広場等の遊具・設備の定期的な点検を行い、安全確保に努めました。(施設整備事業(遊具点検)：こども政策課、観光施設管理事業：産業施設課、農村公園管理事業：農業総務課)

【基本目標2】子育てと仕事を両立できる社会づくり

取り組み方針1. 多様な子育てニーズに対応する質の高い保育の推進

- 通常保育事業の充実と併せて、多様な子育て支援事業の提供体制を整備し、保護者の就労形態の多様化や就労希望者の増加による保育ニーズに、きめ細かく対応した保育サービスとともに、専門知識を高めた質の高い保育を推進する。

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

成 果

- 子育て支援施設に対する需要の見込量の適正な確保に努め、待機児童は解消しました。
(参考指標に用いた調査における実績値の1人については、施設の入所自体は可能であったものの、「特定の施設のみ希望」されたケースであったため、当市における待機児童はないものとしています)
- 施設調査の結果から、「施設の保育等に対する利用者の満足度」は、教育・保育施設、児童福祉施設ともに高いと評価しています。「自立した社会性のある大人」の育成を目指し、幼児期（0歳児）から高等学校まで発達段階ごとに育成する力がまとめられた「『夢』発見プログラム」の考えに基づく教育・保育の実践や、様々な研修会をとおした保育者の資質の向上等が成果となっていると考えます。
- 子育てアンケート結果から、育児休業の取得率は男女とも大きく向上しました。
- 一方、市民アンケートの結果から、「子育てしながら働きやすいと感じる保護者の割合」は、令和2年度と比較して20ポイント以上下がっています。子育てアンケートにおいても、職場環境の改善を求める声は依然多く、引き続き対策が必要です。

(参考指標)

	令和2年度	令和5年度
保育所待機児童数（保育所入所待機児童数調査）	0人	1人
子育てしながら働きやすいと感じる保護者の割合（市民アンケート）	69.8%	47.3%
育児休業取得割合（子育てアンケート）	母親 60.7%	母親 75.1%
	父親 4.0%	父親 17.6%
施設の保育等に対する利用者の満足度（施設調査票）	/	保育・教育(R6) 100.0%
		児童福祉(R6) 100.0%

[主な施策の取り組み成果]

① 子育て支援施設の充実

- 「夢」発見プログラム、幼児期運動プログラムの展開や、幼児教育専門官の配置、各種研修会を実施し、質の高い保育・教育の実践に努めました。(運営事業、幼児期の運動促進に関する普及啓発事業、保育研究会・協議会参画事業、幼稚園教育研究会補助事業：こども政策課、身体教育医学研究所事業：身体教育医学研究所うんなん)
- 年度中途での保育士の確保が困難であることから、4月時点から保育士を確保した場合には、「保育所保育士確保対策事業費補助金」を引き続き実施しました。(保育所保育士確保対策事業費補助金：こども政策課)
- 国の幼児教育・保育の無償化に加え、雲南市独自に第3子の保育料無償化（0～2歳）、3～5歳児の副食費無償化の経済的支援を行いました。(第3子以降保育料軽減事業補助金、第1子第2子保育料軽減事業補助金、幼児教育・保育にかかる保護者負担軽減事業：こども政策課)

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

② 子育て支援事業の充実

- 子育てと仕事の両立が可能となるよう、特別保育事業（延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業）、病児・病後児保育事業、預かり保育事業など、子育て支援事業の充実に取り組んだ。（保育所・幼稚園・こども園運営事業、私立延長保育促進補助事業、病児・病後児保育事業：こども政策課）
- 保護者ニーズに応えるよう、放課後児童クラブの拡充を図ってきました。（放課後児童対策事業：こども政策課）
- 子育ての支援をして欲しい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が育児の相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業に引き続き取り組みました。（ファミリーサポートセンター事業：こども政策課）
- 子育てに対する経済的援助として、国の制度に基づき、児童手当を給付しました。（児童手当給付事業：市民生活課）

取り組み方針2. ワーク・ライフ・バランスの推進

- 子育て中の男女の多様な働き方や、男性の育児や家事への参画と家庭や地域、企業の理解と協力を求めていくとともに、積極的改善措置の推進と働きかけ、男女共同参画意識の啓発を推進する
- 関係機関と連携し、就職、再就職を支援するとともに、仕事と家庭生活のバランスをとれるよう、働き方の見直しについて情報提供を行い、意識啓発に努める

成 果

- 市民アンケートの結果から、「性別に関係なく、誰もが平等に扱われていると感じる市民の割合」は、令和2年度と比較して男性は上昇傾向にあるものの、女性は下降傾向にあります。
- 男性の育児参画、家事参画を意識した取り組みを多く行ってきましたが、引き続き、事業所を含め地域全体において意識醸成に向けた取り組みが必要です。

（参考指標）

	令和2年度	令和5年度
性別に関係なく、誰もが平等に扱われていると感じる市民の割合（市民アンケート）	男性 73.2%	男性 75.1%
	女性 68.8%	女性 65.8%
育児休業取得後、職場復帰した割合（子育てアンケート）	母親 82.60%	母親 82.1%
	父親 93.90%	父親 97.0%

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

[主な施策の取り組み成果]

① 就労環境の整備

- 就労サポートセンター島根等の再就職支援を行う関係機関の説明会・相談会等の周知を行いました。(商工振興課)
- 「お父さんのための育児ガイド」や「家事手帳」、「パパの育児手帳」など、男性の育児や家事への参画を促進する啓発資料を作成、配布しました。(男女共同参画意識啓発運営事業：男女共同参画センター)
- 乳幼児健診や育児相談等について、母子に限定しない参加周知に心がけました。(こども家庭支援課)
- 家事参画や育児参画をテーマとした両親向けの研修会、イベント等を実施しました。(男女共同参画意識啓発運営事業：男女共同参画センター)

② 男女共同参画意識の啓発

- 男性の家事・育児等の推進を目的とした「おとう飯」イベント、男女共同参画の視点に立った避難所運営研修等を地域自主組織と連携して実施しました。(男女共同参画意識啓発運営事業：男女共同参画センター)
- 事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーのチラシ配布を行いました。(男女共同参画意識啓発運営事業：男女共同参画センター)

③ 産後の休業及び育児休業後における子育て支援施設等の利用の確保

- 各担当部署や施設と連携しながら、随時子育て支援に関する情報提供、相談支援、入所調整を行いました。(こども政策課)

【基本目標3】 こどもの生きる力を育てるまちづくり

取り組み方針1. こどもが心豊かに成長するための活動の推進

- 地域で活動する人材や各種団体への活動支援を行い、地域活動の活性化を図り、こどもや親子が気軽に体験などに参加できる環境づくりを推進する
- 思春期の心身の健康づくりを推進する

成 果

- 「自分によいところがあると思うと答えた生徒の割合」は、令和2年度と比較して約15ポイント上昇しています。児童・生徒の心の悩みにきめ細やかに対応することで、こどもたちの自己肯定感の上昇に繋がりました。
- 「ふるさとが好きな高校3年生の割合」「将来も雲南市に貢献したいと思う高校3年生の割合」は令和2年度と比較して若干減少しましたが、高い割合を維持しています。「夢」発見プログラムを核としながら、地域の豊かな資源を活かした様々な体験・交流活動等を通して、心豊かでたくましいこどもの育成を進めてきました。
- 一方、「地域の子どもを育てようと活動している市民の割合」は25%程度に留まっています。

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

これまでも多くの地域の方の協力を得ながら保育・教育を行ってきましたが、さらに機運を高めていく必要があります。

(参考指標)

	令和2年度	令和5年度
地域の子どもを育てようと活動している市民の割合 (市民アンケート)	26.20%	25.20%
自分によいところがあると思うと答えた生徒の割合 (学校教育課)	71.10%	84.90%
ふるさとが好きな高校3年生の割合 (キャリア教育政策課)	92.20%	(R4年度) 88.90%
将来も雲南市に貢献したいと思う高校3年生の割合 (キャリア教育政策課)	75.30%	(R4年度) 72.50%

[主な施策の取り組み成果]

① 多様な体験・ふれあいの機会づくり

- ・ 乳幼児健診や育児相談、離乳食教室を開催し、子育て家庭の学習や交流の機会を継続して設けました。(乳児集団健診事業、幼児集団健診事業、母子教室相談事業：こども家庭支援課)
- ・ 4か月児とその保護者を対象に、図書館司書からブックスタートパック(絵本1冊)を渡すブックスタート事業に継続して取り組みました。(乳児集団健診事業：こども家庭支援課)
- ・ 地域自主組織や事業所等、幅広い地域住民の協力を得ながら、こどもの体験活動や世代間交流が行われました。(地域とともにある学校づくり推進事業：キャリア教育政策課)
- ・ 保育所・幼稚園・こども園において、地域活動として伝承遊びや季節行事と通じた交流等、様々な活動を実施しました。(施設運営事業(地域活動事業)：こども政策課)
- ・ 『夢』発見ウィークや『夢』発見ボランティア、高校生の探究学習やスペシャルチャレンジジュニアプログラム等において、保護者や保育者の話を聞いたり、乳幼児にふれあうなどの体験の機会がありました。(キャリア教育政策課)
- ・ 保育や子育てに興味を持ち、探究学習等にて学習題材に取り上げる生徒に対し、保育所や子育て支援センターの協力を得て、保育に関する体験や子育てについて聞く機会を設けました。(キャリア教育政策課)
- ・ 『夢』発見プログラムを基に、幼児期の教育・保育を行いました。『夢』発見プログラム(幼児期版)：こども政策課)
- ・ 「雲南市幼児期運動プログラム」に基づき、幼児期の運動促進に取り組みました。また、身体教育医学研究所うんなんと連携し、わくわくうんなんピックも継続して取り組み、こどもの実態の定期的な評価も行い、運動遊びの促進に取り組みました。(幼児期の運動促進に関する普及啓発事業：こども政策課)

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

② 健全育成の推進

- 地域の方々の参画を得ながら、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）となる放課後こども教室に取り組みました。（放課後こども教室事業：キャリア教育政策課）
- 毎月第3日曜日を「うんなん家庭の日」とする啓発運動、日本一短い感謝の手紙事業等、青少年が健やかに育つ環境づくりに地域ぐるみで取り組みました。また、学校では、人権教育をはじめ喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性の多様性についての教育、情報教育、金銭教育について、授業や授業外で学習を行いました。（青少年健全育成協議会補助金事業：社会教育課）

③ 思春期保健対策の推進

- 雲南保健所等の関係機関、がん検診すすめ隊や食生活改善推進員等の住民ボランティアと連携し、たばこの害、がん予防及び生活習慣病予防やバランスの良い食事づくり等正しい知識の啓発を行いました。（健康づくり推進協議会運営事業：保健医療政策課、雲南市食生活改善推進協議会運営事業：健康推進課）
- 学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談等を行いました。また、教育支援センター（おんせんキャンパス）では、学校に行きづらさを感じている児童・生徒に対し、個々の実態に合わせたきめ細やかな支援を行いました。（スクールカウンセラー事業、スクールソーシャルワーカー事業：学校教育課、雲南市教育支援センター運営事業：キャリア教育政策課）
- 関係機関・部署と連携を図りながら、思春期の心の相談に対応しました。（子育て支援相談事業：こども家庭支援課）

取り組み方針2. 家庭教育の支援及び地域と連携した教育の推進

- こどもが個性を発揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、きめ細かな教育を推進するとともに、家庭における教育力の向上を支援し、関係機関や地域との連携を深め、地域とともにある学校づくりを支援する

成 果

- 中学校区全てに学校運営協議会を設置し、『夢』発見プログラムを核としたキャリア教育の推進や、地域でこどもを育てていこうとする取り組みが進みました。
- 「学校の勉強や活動で地域の人によくお世話になっていると思う児童生徒の割合」は令和2年度と大きく変わりませんが、地域コーディネーターが学校と地域をつなぐ役割に注力する体制が再構築され、『夢』発見ウイークやふるさと教育などの活動が積極的に行われたことにより、高い水準を維持することができました。

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(参考指標)

	令和2年度	令和5年度
学校の勉強や活動で地域の人によくお世話になっていると思う児童生徒の割合（児童生徒実態調査）	68.80%	(R4年度) 69.80%

[主な施策の取り組み成果]

① 子育て支援への学習機会の充実

- 親としての役割やこどもとの関わり方について気づきを促すことをねらいとした学習プログラムである「親学プログラム」を実施しました。(社会教育課)

② 地域と連携した教育の推進

- 市内全小中学校区に学校運営協議会を設置し、中学校卒業時の目指すこども像を地域・学校・家庭が共有し、その実現に向けた対話や取り組みを進めました。(地域とともにある学校づくり推進事業：キャリア教育政策課)
- 学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの配置により、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かしたふるさと教育が充実し、ふるさとへの理解や愛着を進めました。(地域とともにある学校づくり推進事業（ふるさと教育）：キャリア教育政策課)

取り組み方針3. 教育環境の充実

- 関係機関との連携による、きめ細かな学習指導体制による教育を推進し、個性を伸ばす教育活動を推進する
- 安心・安全な教育環境の整備に努める

成 果

- こどもや家庭に関する様々な相談の総合窓口として設置している「すワン」の体制整備を図ることで、幼児期通級指導教室「にっこりい」、すワンLD教室「まなびい」を通じ、個に応じた指導を行うことができました。
- 公立図書館の来館者数は、コロナ禍は減少していましたが、現在は回復傾向にあります。公立図書館及び学校図書館の充実を図り、こどもが様々な本に触れ、親しむことができる環境づくりに努めました。
- 各施設の要望等を踏まえ、優先順位をつけながら各施設の修繕等を行いました。ただし、施設の老朽化に伴い、修繕必要箇所及び更新必要備品は増加していることに加え、雨漏り等大規模な修繕が必要な施設も発生してきており、計画的に実施していくことが必要です。

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(参考指標)

	令和2年度	令和5年度
すワン相談件数	544件	420件
まなびい（すわんLD教室）利用者数		47.3%
にっこりい（幼児期通級指導教室）利用者数		10人
図書館来館者数（大東・加茂・木次）	48,708人	69,430人

[主な施策の取り組み成果]

① 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携・協力

- ・ 小中・小幼・小小の交流活動や合同研修、中学校区版『夢』発見プログラムの実践により小中連携教育を進めました。
- ・ 学校訪問や個別相談による指導助言に加え、教職員等への研修等を開催し、特別支援教育を支える手立てを講じました。(特別支援教育推進事業：学校教育課)

② 早期からの個に応じた支援の充実

- ・ 集団生活において何らかの困難さのある就学前の幼児を対象に、それぞれの力を発揮し生き生きと生活できるよう、遊びを通じた個別の指導を行いました。(幼児期通級指導教室事業：こども家庭支援課)
- ・ 読み書きの苦手な児童や学習障がいあるいは学習障がいの疑いのある児童生徒に対して個別の学習指導を行いました。(LD教室運営事業：こども家庭支援家)

③ 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校等の施設整備

- ・ 教育・保育施設の遊具、設備等について、優先順位をつけながら随時修繕等行い、安全・安心な施設整備に努めました。(施設修繕事業：こども政策課、教育総務課)

④ 図書館の活用

- ・ 市立図書館については、読み語り等各種イベントを開催し、本や図書館に親しめる環境づくりを進めました。また、児童書の選定についても、各館の図書館司書に選定し充実に努めました。(図書館管理事業：社会教育課)
- ・ 島根県が実施する「学校司書等により学びのサポート事業」により、市内小中学校に学校司書12校、学校図書館支援員10校に配置し、蔵書含め、学校図書館の充実に努めました。(学校図書活動充実事業：学校教育課)

【基本目標4】親子の健やかで安心な暮らしづくり

取り組み方針1. 妊娠・出産期の支援

- 安心して安全に妊娠・出産ができるよう、妊娠や出産期の保健対策を充実する

成 果

- 妊娠期から子育て期の様々な不安や悩みに相談、対応する母子健康包括支援センターだっこ♪について、こども家庭センター設置に伴い、令和6年度よりこども家庭センター事業へ移行しました。これにより、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働がさらに深まり、妊産婦から子育て世帯へ切れ目ない相談支援へとつながりました。
- 子育て情報の発信ツールとして配信を開始した母子健康手帳アプリだっこ♪について、登録者数が400人を超えました。今後も、様々なツールを活用しながら、子育て支援に関する情報をわかりやすく、積極的に発信していきます。
- 妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療助成制度の充実を進め、申請者数は増加しました。

(参考指標)

	令和2年度	令和5年度
だっこ♪相談件数	415件	239件
母子健康手帳アプリ登録者数	(R3から配信)	431人
不妊治療助成件数	46件	69件

[主な施策の取り組み成果]

- ① 切れ目ない妊娠・出産期の保健対策と不妊への支援
 - 不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部の助成を行いました。一般不妊治療、特定不妊治療に加え、令和2年度からは不育症治療を、令和4年度から生殖補助医療についても補助を開始しました。(不妊治療費助成事業：こども家庭支援課)
 - ホームページや子育てポータルサイト、子育てハンドブックを活用するとともに、令和3年9月からは母子健康手帳アプリだっこ♪の配信を行い、妊娠・出産、予防接種等、積極的に子育て情報の提供を行いました。(母子教室相談事業：こども家庭支援課)
 - 育児相談に併せて、妊婦サロンを市内5カ所で月1回開催しました。(母子教室相談事業：こども家庭支援課)
 - 平成30年4月に開所した母子健康包括支援センターだっこ♪において、母子保健コーディネーターを配置し、子育て家庭等からの相談を受け、その解決に向けて各関係機関と連携をとりながら支援を行う利用者支援事業に取り組みました。(母子健康包括支援センター事業、こども家庭センター運営事業：こども家庭支援課)
 - 令和3年度より、子育ての不安を解消し、安心して子育てできる環境を整えるため、産前及び産後の時期において、一時的に家事や育児援助が必要になったときに、産前産後

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

サポーターが訪問し、家事や育児のサポートを行う、産前産後訪問サポート事業に取り組みました。必要としている人に利用してもらえるよう、産科医療機関、子育て支援センターへの周知の他、妊娠届、出生届、赤ちゃん訪問等で直接紹介を行いました。(産前産後訪問サポート事業：こども家庭支援課)

- ・ 雲南市が委嘱した母子保健推進員が、子育て中の保護者の相談や声掛け、希望者には妊婦・赤ちゃん訪問(すこやか訪問)を行う産前産後サポート事業に取り組みました。(母子保健推進員事業：こども家庭支援課)
- ・ 出産後に育児等の支援が必要な方を対象に、育児不安の解消や産後の体調回復等を目的とした産後ケア事業を実施しました。令和5年度からショートステイ(宿泊)及びデイケア(日帰り)に加え訪問事業を開始しました。(産後ケア事業：こども家庭支援課)

取り組み方針2. 親子の健康づくりと食育の推進

- ・ 乳児健診や予防接種などをはじめ、疾病の予防に努めるとともに、家庭での食育を中心として、地域や学校・行政がそれぞれの役割を明確にしながら協働して、様々な健康支援活動に取り組む

成 果

- ・ 乳幼児健康診査については、いずれの健診についても受診率が97%を越えています。未受診者についても理由を把握し、受診勧奨も行っており、乳幼児の発育・発達・疾病の早期発見・早期支援に繋がりました。
- ・ 「ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合」は、令和2年度と比較すると若干減少しています。育児相談や各種健診、教室時等において、子育ての不安を丁寧に聞き取り、安心して子育てができるよう、関係機関と連携を図りながら、引き続き取り組みを行う必要があります。
- ・ 朝食欠食児の割合は、令和2年度と比較して高くなっています。乳幼児期からの望ましい生活習慣の確立のため、地域ぐるみで食育活動を引き続き展開していく必要があります。

(参考指標)

	令和2年度	令和5年度
乳幼児健康診査の受診率	97.80%	98.80%
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合(3歳児健診)	78.9%	73.1%
朝食欠食児の割合	1歳6か月 1.1%	1歳6か月 1.6%
	3歳 0.8%	3歳 3.6%

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

[主な施策の取り組み成果]

① 乳幼児期の心と体の健やかな発達支援の充実

- ・ 生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちはあかちゃん事業）に取り組み、健診や予防接種に関する情報提供に加え、こどもの成長発達の確認、母親の健康状態の観察、産後うつのチェック等を行いました。支援が必要な家庭については、再訪問や電話、育児相談などで丁寧なフォローに努めました。（乳児訪問事業：こども家庭支援課）
- ・ 妊婦及び乳幼児の健康確保、経済的負担軽減、また、産後の育児不安や産後うつの早期発見・早期支援のため、健康診査等に係る経費の一部の助成を行いました（妊婦一般健康診査14回、多胎妊婦健康診査追加5回、乳児一般健康診査2回、産婦健診2回）。（妊産婦乳幼児個別健診事業、多胎児養育家庭支援事業（多胎妊婦健康診査費用助成事業）：こども家庭支援課）
- ・ 妊娠中や出産後、心身の不調がある保護者に対し、家事や子育ての不安や負担を軽減するため、助産師が家庭訪問する養育支援訪問事業に取り組みました。（養育支援訪問事業：こども家庭支援課）
- ・ 令和2年度から、聴覚障がいの早期発見・早期支援を行うために、新生児聴覚検査受診率100%を目指した周知と償還払いによる助成を行いました。（妊産婦乳幼児個別健診事業（聴覚検査費用助成事業）：こども家庭支援課）
- ・ 乳幼児の発育・発達・疾病の早期発見のため、乳幼児健康診査を実施しました（4か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診）。また、1歳6か月児健診のフォロー教室として、遊びを通じて親と子が心地よさを共有し、愛着形成を促すことを目的に、「あそびのきょうしつ」を委託して実施しました。（乳児集団健診事業、幼児集団健診事業：こども家庭支援課、障がい児ミニ療育事業：長寿障がい福祉課）
- ・ こどもの発達状況を確認し、適切な支援につなげるため、令和5年度まで行っていた「すくすくアンケート」については令和6年度より5歳児健診に切り替えて実施を開始しました。（幼児集団健診事業（5歳児健診）：こども家庭支援課）
- ・ 母子健康手帳交付時に、出生届時の面談と子育てハンドブックを用いた保健指導を実施しました。また、8か月児と保護者を対象に離乳食教室を開催し、保健師によるからだの発達、歯科衛生士による口腔機能や手入れ方法、栄養士による離乳食の進め方とポイントの説明、教室後は個別相談を実施しました。併せて、保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門職による相談の場として、市内5カ所で月1回育児相談を実施しました。（母子教室相談事業：こども家庭支援課）
- ・ 1歳6か月児健診受診者に対し、1回無料でむし歯予防のためのフッ化物歯面塗布ができる塗布券を交付し、幼児のむし歯予防を行いました。（幼児フッ化物歯面塗布事業：こども家庭支援課）
- ・ 定期予防接種の重要性を乳児家庭全戸訪問事業において説明し、予防接種の受け方を丁寧に説明しました。また、県実施の風しん抗体検査、任意の風しん予防接種の周知を行うとともに費用一部助成事業についてもあわせて周知を行うとともに、風しん予防接種勧奨を行い、風しんの感染予防拡大を図りました。（予防接種事業：予防接種対策室）
- ・ 言葉や発達等に心配のある乳幼児とその保護者に対して、小児発達専門医が相談や助言、

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

療育機関等の紹介を行う発達クリニックを、年9回開催しました。(発達クリニック事業：こども家庭支援課)

- ・ 母子保健推進員を対象に地区別の交流会を開催し、ブックスタートや愛着形成等活動に活かすことができるような学びを深めるなど、母子保健推進員の育成・活動支援を行いました。(母子保健推進員事業：こども家庭支援課)
- ・ 健康づくり推進協議会および専門部会を年2~3回程度開催し、妊娠準備期・妊娠期・乳幼児期および学童期・思春期の健康的な生活習慣の確立を目指した取り組み(健康スローガン別事業やリーフレット作成等)を実施しました。(健康づくり推進協議会運営事業：保健医療政策課)
- ・ 出産・子育てに係る費用の負担軽減を図るため、令和5年1月から出産・子育て応援給付金給付事業に取り組みました(計10万円)。(出産・子育て応援給付金給付事業：こども家庭支援課)
- ・ 多胎児を妊娠・子育てしている家庭へサポーターを派遣し、日常の家事や育児、外出を支援する多胎児養育家庭支援事業を令和5年度から開始しました。(多胎児養育家庭支援事業：こども家庭支援課)
- ・ 慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養する児童等が日常生活の支援のため、該当者が日常生活用具等購入する際の助成を行う小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に取り組みました。(小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業：こども家庭支援課)

② 食育の推進

- ・ 令和2年度~令和6年度を計画期間とする第3次雲南市食育推進計画において、「学校給食を通じた『食育の環』の拡大」を重点テーマに、市民、地域関係機関が協働して事業を展開しました。小中学校においては、年数回「お弁当の日」の取り組みを行った他、幼稚園・保育所等においても、施設で育てた食材を用いた調理体験を行うなど、様々な食育事業に取り組みました。(食育推進事業：健康推進課)

③ 子ども医療の充実

- ・ 島根県の制度を雲南市独自で拡充し、0歳~中学校3年生について医療費の自己負担分の助成を行いました。(子ども医療事業：市民生活課)
- ・ 母子健康手帳交付時や子育て世帯の転入時の面接等の際に、「子育て応援ガイドブック」を用いて、島根県子ども医療電話相談(#8000)事業リーフレットや市内医療機関等の情報提供を行いました。(小児救急電話相談事業：保健医療政策課)
- ・ 母子健康包括支援センターだっこ♪に配置されている母子保健コーディネーターを核に、医療機関との連絡収受体制をつくり連携強化を図りました。(母子健康包括支援センター事業、こども家庭センター運営事業：こども家庭支援課)

4. 課題の整理

前述の雲南市の子育て支援の取り組み状況から、現状・問題点と課題・今後の方向性を次のとおり整理します。

(1) 現状・問題点

- 経済的支援や、子育て施策の充実を図ってきましたが、経済的な負担感軽減策や放課後の児童対策の充実など、子育て支援施策の充実を求める声は依然として多い状況にあります。
- 様々な子育て支援施設において、雲南市の恵まれた自然・食環境を活かし、地域の支援者に支えられ、多くの体験や活動が展開されてきています。しかし、自然の遊び場の環境整備がされなくなるなど、これまで多くの支えの中でできていた体験や活動が、高齢化の進展とともに難しくなっている状況があります。
- こども家庭センターの設置等関係機関の連携による相談体制の強化により、子育てに関して負担・不安を感じる保護者は相対的に減少しました。しかしながら、親としての責任や、子育てに自信がもてないなどの負担や不安を感じている保護者は増えている状況にあります。
- 男性女性ともに育児休業の取得率が向上するなど、社会的な機運の高まりにより、働きながら子育てしやすい環境は少しずつ向上しています。しかしながら、仕事と子育ての両立が難しいとの声や、企業に職場環境改善の働きかけを希望する声など、職場環境の改善を求める声は依然として多い状況にあります。
- スマートフォンの急速な普及や、就労形態の多様化などにより、保護者の生活スタイルは過去とは大きく変容しています。こどもの生活スタイルは身近な家族の影響を受けると言われており、保護者の生活スタイルが、こどものメディアに対する過剰接触や就寝時間の遅れなど、こどもの生活リズムに悪く影響する懸念があります。

(2) 課題・今後の方向性

- 雲南市の自然や食、人の温かさなどの豊かな環境は、雲南市の子育て環境の魅力そのものです。そうした、雲南市の魅力を見つめ直し、子育て当事者だけではなく多くの人で支えあいながら、雲南市の将来を担うこどもたちが、雲南市で健やかに学び育つよう、雲南市の魅力を活かした子育て環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。
- 仕事と生活の調和の実現は、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。事業所や地域の理解と協力を得ながら、また、多様な働き方を実現する支援策を展開しながら、関係者が一体となって子育て世代が安心して子育てしながら働ける環境づくりに取り組んでいく必要があります。
- 子育てに関する負担・不安の軽減に向けて、様々な支援策を実施してきていますが、それが認知されていないなど、伝え方、届け方に課題を抱えています。支援策が広くいきわたるよう、また、困難さを抱えている人には適切に寄り添いながら、ライフステージに応じて切れ目なく対応、支援し、必要な支援を的確に届けていく必要があります。

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く状況

- 子育てに関する負担感・不安感といった負の面を改善・解消することも必要ですが、これから結婚・子育てをしようとする若い世代が、子育ての楽しさやこどもの愛おしさなど、結婚やこどもを生み育てることに前向きなイメージを持ち、実感できることが必要です。また、こども・若者を取り巻く状況やニーズの把握、さらには考えや意見を聞く機会を設けることなどにより、多様な価値観・考え方を前提として、当事者であるこども・若者の視点に立ったより実効性のある施策へと繋げ、こども・若者が自己実現を可能とする環境を地域全体で築いていく必要があります。

5. こどもの意見聴取結果を踏まえた今後の方向性

「こども計画」を策定するにあたり、中学生及び高校生年代を対象に「子育て」をテーマにWEBアンケートによるこどもの意見聴取を行いました。その結果、「子育て」と聞いて抱くイメージについての問いに対し、9割以上が「大変そう」とのイメージを抱いていることが分かりました。一方で、将来子育てをしてみたいかという問いについては約7割が肯定的に捉えており、否定的であった約1割を大きく上回っていました。このように、こどもたちは子育ては大変であると感じつつも、大変ではあるが子育てしたいと前向きに捉えています。

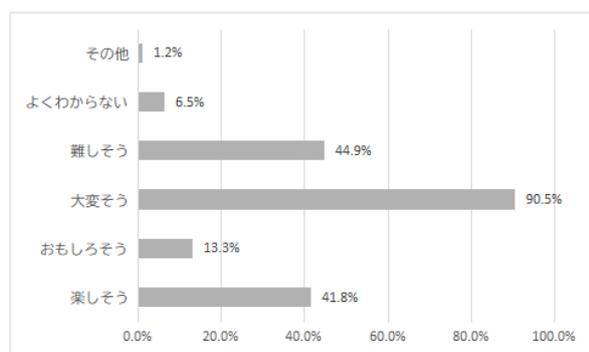
このことは、こどもたちが自身を育てる親の姿をよく見て、感じ、受け止めつつ、親の姿と自分なりの「親像」を重ね描きながら、良い方向に自己形成していることの表れと言えます。

雲南市は、人と人がつながるあたたかなコミュニティ、人と自然が調和した里山の暮らし、神話が息づく豊かな歴史と文化、自然の恵みから生まれた食など、これまでふるさとが継承してきた多くの恵みがあります。自らの地域は自らの手でよくしていこうとする地域自主組織を基盤とする「協働」の仕組みがあります。こどもから大人まで、様々な主体によるチャレンジの風土・文化が醸成されつつあります。

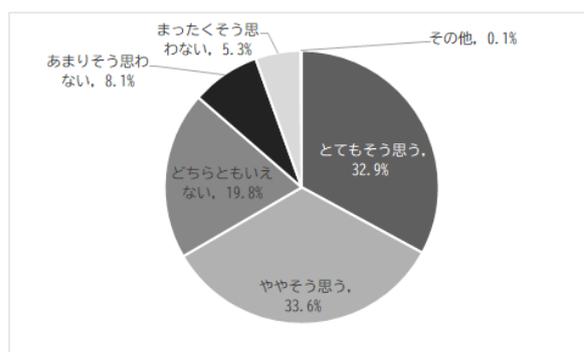
子育ては簡単なものではありません。だからこそ、「子育ては大変。だけど・・・」に続く部分を地域全体で支えていく必要があります。

こどもたちが雲南市に誇りと愛着を持つとともに、将来に夢や希望を持つことができるよう、雲南市の魅力を活用しながら、こどもの思いにしっかり寄り添い、こども主体の子育て施策に取り組んでいく必要があります。

Q. 「子育て」と聞いてどんなイメージがありますか？



Q. あなたは将来、「子育て」をしてみたいと思いますか？



第3章

子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、「雲南市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、こどもが健やかに育ち、こどもと子育てにやさしい社会の構築を目指し、様々な施策を総合的に推進してきました。

これを引継ぐ形で平成27年3月に第1期となる「子ども子育て支援事業計画」を策定し、基本理念を定め、子育て支援事業の展開と活動の推進を図ってきました。

令和2年3月に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」に引き続き、第3期計画及び今回策定する「雲南市こども計画」においてもこれまでの基本理念を踏襲することとします。

加えて、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の考えを受け、本計画の実施により達成すべき姿を明確化します。

安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん

～すべてのこどもの幸せのために～

2. 基本目標

基本理念を具体化するための「基本目標」については、第2期計画に掲げた基本目標の考え方を踏襲しながら、前掲の課題の整理、国・県の動き、また、令和6年度に策定する第3次雲南市総合計画との整合性を図りながら、次のとおり設定します。

基本目標それぞれに「取り組み方針」を定め、様々な施策を総合的に推進するとともに、成果指標（目標）を設定し、適正な施策の振り返りに繋がります。

【基本目標Ⅰ】雲南の良さを活かした子育て環境づくり

【基本目標Ⅱ】安心して子育てしながら働ける環境づくり

【基本目標Ⅲ】若者世代の結婚、子育てへの希望を叶えられる環境づくり

【基本目標Ⅳ】すべてのこどもが個人として尊重され、活躍できる環境づくり

[成果指標]

	令和6年度(現状)
子育てしやすいまちであると感じる保護者の割合(市民アンケート)	72.3%
合計特殊出生率	1.50 (R5実績)

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	取り組み方針	主な施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">安心して子育てのできる支えあいのあるまち すべてのこどもの幸せのために うんなん</p>	<p>I. 雲南の良さを活かした子育て環境づくり</p> <p>II. 安心して子育てしながら働ける環境づくり</p> <p>III. 若者世代の結婚、子育てへの希望を叶えられる環境づくり</p> <p>IV. すべてのこどもが個人として尊重され、活躍できる環境づくり</p>	1. 地域における子育て支援の充実	①子育て支援事業の充実 ②子育て支援施設の充実 ③子育て家庭への支援機能の強化 ④子育て支援のネットワークづくり ⑤地域における人材育成
		2. 家庭の状況に応じたこどもへの支援の充実	⑥児童虐待防止対策の充実 ⑦ひとり親家庭への自立支援の推進 ⑧障がい児施策の充実(雲南市障がい児福祉計画) ⑨こどもの貧困への対策の推進 ⑩外国にルーツをもつこどもへの支援
		3. こどもの安全の確保と生活環境の整備	⑪快適な生活環境の整備 ⑫こどもの安全・安心の確保
		4. こどもが心豊かに成長するための教育環境整備	⑬多様な体験・ふれあいの機会づくり ⑭教育環境の整備 ⑮地域と連携した教育の推進 ⑯こどもの健全育成の推進
		5. 子育てしながら働きやすい環境づくり	⑰働きやすい職場環境に資する意識醸成 ⑱男女共同参画の推進(男女共同参画計画)
		6. 安心して妊娠・出産できる環境の整備	⑲妊娠前から妊娠期、出産、育児の切れ目ない支援 ⑳こどもの誕生前から幼児期までの健康づくり
		7. 親子の健康づくりの推進	㉑学童期・思春期の健康づくり ㉒食育の推進 ㉓こども医療の充実
		8. こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	㉔若者世代の結婚・妊娠・出産・子育ての理解促進 ㉕地域における結婚・子育て支援の機運醸成 ㉖若者の就労支援 ㉗若者・家族の相談体制の充実
		9. こども・若者の社会参画・意見反映の推進	㉘こども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実 ㉙こども・若者が権利の主体であることの意識醸成
		10. こども・若者が活躍できる社会づくりの推進	㉚こども・若者の多様性の尊重 ㉛こども・若者の視点に立った居場所づくり

第4章

施策の展開

【基本目標Ⅰ】雲南の良さを活かした子育て環境づくり

取り組み方針1. 地域における子育て支援の充実

- 雲南市の魅力である自然環境や食、人、「夢」発見プログラムなどを活かし、多様な子育て支援事業と、質の高い保育を提供します。
- 施設、体制等環境を整備し、子育てに関する負担や不安の軽減を図ります。
- 支援が必要な人に適切な支援が届くよう対策の強化を図ります。

[成果指標]

	令和6年度(現状)
子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合(市民アンケート)	75.5%
地域の子育てに対する理解や関心が高いと感じる保護者の割合(市民アンケート)	67.1%
子育てする上で、負担や不安を感じている割合(子育てアンケート)	小学生保護者 53.4%
	未就学児保護者 53.3%
施設の保育等に対する利用者の満足度(施設調査票)	保育・教育 100.0%
	児童福祉 100.0%

[主な施策]

① 子育て支援事業の充実

- 保護者の保育ニーズを適宜確認しながら、通常保育事業の充実に併せ、特別保育事業(延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業)、病児・病後児保育事業、預かり保育事業等、多様できめ細やかな子育て支援事業を提供します。(保育所・幼稚園・こども園運営事業、私立延長保育促進補助事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業：こども政策課)
- ニーズの高まりを受け、放課後児童クラブの拡充を進めます。(放課後児童対策事業：こども政策課)
- 子育ての経済的負担軽減策を引き続き進めます。(第3子以降保育料軽減事業補助金、第1子第2子保育料軽減事業補助金、幼児教育・保育にかかる保護者負担軽減事業：こども政策課、児童手当給付事業：市民生活課)

② 子育て支援施設の充実

- 質の高い教育・保育を提供するとともに、それが可能となる施設の体制整備に向けた支援を引き続き行います。(保育所保育士確保対策事業費補助金、幼稚園・保育所・こども園運営

第4章 施策の展開

事業、幼児期の運動促進に関する普及啓発事業、保育研究会・協議会参画事業、幼稚園教育研究会補助事業、
「夢」発見プログラム：こども政策課)

- 需要の見込量に対応し得るよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した施設設備等の改修等、こども・子育て支援機能強化・環境改善のための整備を計画的に進めます。(施設整備事業：こども政策課、教育総務課)

※整備に際しては「こども・子育て支援事業債」等の活用を検討します。具体的な事業については本計画の別冊として別に定めます。

③ 子育て家庭への支援機能の強化

- 子育てについて気軽に相談でき、切れ目なく支援を受けることができる環境の整備に取り組みます。(地域子育て支援センター事業：こども政策課、こども家庭センター運営事業：こども家庭支援課)

④ 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て支援施策を効果的・効率的に提供するため、地域における子育てネットワークづくりを進めるとともに、情報発信を強化します。(地域子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業：こども政策課、母子教室相談事業(妊婦サロン)：こども家庭支援課)

⑤ 地域における人材育成

- 地域の主体性の中で、地域全体で子育てを応援し、支えられる環境づくりに取り組みます。(地域づくり活動等支援事業：地域振興課)

取り組み方針2. 家庭の状況に応じたこどもへの支援の充実

- こども家庭センターの相談機能を充実させ、こども、家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

[成果指標]

	令和6年度(現状)
子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合(市民アンケート)	75.5%
関係機関の連携が図られていると感じる割合(施設調査票)	保育・教育 80.0%
	児童福祉 76.5%
こども・子育てに関する相談機能として、こども家庭センターがあることを知っている保護者の割合	今後調査を検討
[参考]こども家庭センター相談件数(すワン、だっこ♪、児童相談)	694

[主な施策]

⑥ 児童虐待防止対策の充実

- ・ 児童虐待やヤングケアラーなど、こどもとしての健やかな成長・発達を阻む問題に対応する取り組みを行います。(児童虐待対策事業、子育て短期支援事業：こども家庭支援課)

⑦ ひとり親家庭への自立支援の推進

- ・ ひとり親世帯の自立・生活支援に取り組みます。(母子生活支援事業、母子父子家庭自立支援給付金事業、児童扶養手当事業：こども家庭支援課)

⑧ 障がい児施策の充実(雲南市障がい児福祉計画)

- ・ 障がい福祉施策部門と連携と図り、障がい児福祉計画(障がい福祉計画)に基づきながら、障がい福祉サービス提供体制の充実に取り組みます。(障がい児通所給付事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)、高額障がい児通所給付事業、介護給付費等事業(居宅介護、短期入所)移動支援事業：長寿障がい福祉課、特別支援学校通学支援助成事業：学校教育課)
- ・ 障がいの早期発見とともに、健全な発達に向けて、支援体制の整備に取り組みます。(障がい児保育、障がい児等保育対策事業：こども政策課、発達クリニック事業、乳児集団健診事業、幼児集団健診事業、こども家庭支援センター運営事業：こども家庭支援課)

⑨ こどもの貧困への対策の推進

- ・ 困難な状況にあるこども・家庭の支援ニーズに応じて、きめ細かい支援を行います。(生活困窮者自立支援事業：健康福祉総務課)
- ・ 既存の枠組みを活用して連携し、困難な状況にあるこども・家庭の早期発見、相談支援の充実を図ります。(こども家庭センター運営事業、児童虐待対策事業：こども家庭支援課)

⑩ 外国にルーツをもつ子どもへの支援

- 国籍を問わず、文化的、言語的に多様な背景をもつ子どもに係る施設の入所や小学校へ就学等に際し、個々の状況に応じた支援を行います。(多文化共生推進事業：地域振興課、日本語指導支援事業：学校教育課)

取り組み方針3. こどもの安全の確保と生活環境の整備

- こどもが安心・安全に過ごせる環境の整備を進めます。

[成果指標]

	令和6年度(現状)
地域の子どもを育てようと活動している市民の割合 (市民アンケート)	23.4%
安心・安全な環境が図られていると感じる割合 (施設調査票)	保育・教育 85.0%
	児童福祉 76.5%
遊び場の環境が整備されていると感じる割合 (施設調査票)	保育・教育 55.0%
	児童福祉 35.3%
普段遊ぶ場所(公園、自然の遊び場含など)は、安全で快適に遊べる場所だと感じる児童の割合	今後調査を検討

[主な施策]

⑪ 快適な生活環境の整備

- 結婚・出産を希望する若年世代や子育て世帯等が、雲南市で快適な住生活が送れるよう支援します。(子育て世帯定住宅地購入支援事業、民間賃貸住宅家賃助成事業、うんなん子育て応援リフォーム事業：うんなん暮らし推進課、定住促進住宅・特定公共賃貸住宅の入居者支援事業：建築住宅課)
- こどもが安心して遊べる場の確保、適切な設備等の管理を行います。(園開放、施設整備事業(遊具点検)：こども政策課、観光施設管理事業：産業施設課、農村公園管理事業：農業総務課)

⑫ こどもの安全・安心の確保

- こどもたちが交通事故や犯罪などに遭わないよう、雲南警察署や雲南市交通指導員、地域の見守り組織等と連携し、事故防止や防犯対策等の取り組みを行います。

第4章 施策の展開

(通学路交通安全プログラム事業：学校教育課、安全安心まちづくり事業、交通指導員設置事業：くらし安全室)

- ・ ネットトラブルから子どもを守る取り組みを進めます。(デジタルシティズンシップ教育推進事業：学校教育課)
- ・ 子どもが性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にならないよう、いのちの安全教育に取り組むとともに、地域における支援体制の充実のための取り組みを進めます。(人権センター・男女共同参画センター、(学校施設)：児童生徒支援課、(教育・保育施設、児童福祉施設)：子ども政策課)

取り組み方針4. 子どもが心豊かに成長するための教育環境の整備

- ・ こどもの健やかな成長に資する地域、学校、家庭の教育環境の整備を進めます。
 ※雲南市の教育理念など、教育政策に関することについては「雲南市教育基本計画」にまとめ、取り組みを進めていくこととしています。本計画では、特に「育ち」に視点を置いた施策として位置づけ、「学び」に視点を置く施策と連携しながら取り組みを進めていきます。

[成果指標]

	令和6年度(現状)
「学校・家庭・地域が協力してこどもの学びを支えている」と答えた市民の割合(市民アンケート)	51.4%
この1年間、自然体験の遊びをすることがあった割合((市)児童生徒の生活・学習状況調査)	今後調査を検討
学校・家庭・地域には、自分の好きなことや興味があることを学べる場があると思う児童・生徒の割合(小6・中3:(市)児童生徒の生活・学習状況調査/高3:(市)高校生意識調査)	小:86.8% 中:81.7% 高:80.6%

[主な施策]

⑬ 多様な体験・ふれあいの機会づくり

- ・ 雲南市の様々な資源を活かし、多種多様な体験・ふれあいの機会を提供します。
 (施設運営事業(地域活動事業)、幼児期の運動促進に関する普及啓発事業：子ども政策課、地域とともにある学校づくり推進事業、『夢』発見プログラム(幼児期版)、子ども第三の居場所事業：児童生徒支援課、身体教育医学研究所事業：身体教育医学研究所うんなん)
- ・ 発達段階に応じたキャリア教育を推進します。(『夢』発見プログラム：子ども政策課、キャリア教育政策課)

第4章 施策の展開

⑭ 教育環境の整備

- 関係機関との連携により、個に応じたきめ細やかな学習指導体制による教育に取り組みます。(幼児期通級指導教室事業、LD教室運営事業：こども家庭支援課)
- いじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の充実に取り組みます。(不登校・問題行動対策事業：児童生徒支援課)

⑮ 地域と連携した教育の推進

- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう取り組むとともに、家庭教育を支えるための取り組みを行います。(派遣社会教育主事設置事業(親学)：社会教育課)
- 地域の中で学びあいながら、社会や地域のために行動しようとするこどもたちを育む取り組みを行います。(『夢』発見ボランティア、スペシャルチャレンジジュニア推進事業：キャリア教育政策課)

⑯ こどもの健全育成の推進

- こどもの非行・犯罪被害防止のための取り組みを行います。(青少年健全育成協議会補助金事業：社会教育課)

【基本目標Ⅱ】安心して子育てしながら働ける環境づくり

取り組み方針5. 子育てしながら働きやすい環境づくり

- 仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

[成果指標]

	令和6年度(現状)
育児休業取得割合(子育てアンケート)	母親 75.1%
	父親 17.6%
子育てしながら働きやすいと感じる保護者の割合(市民アンケート)	52.3%

[主な施策]

- ⑰ 働きやすい職場環境に資する意識醸成
- 育児休業の取得、働き方の見直し、柔軟な働き方の選択が可能となるよう、企業の理解と協力を得ながら意識啓発に取り組みます。(男女共同参画意識啓発運営事業：男女共同参画センター)
- ⑱ 男女共同参画の推進（男女共同参画計画）
- 共働き・共育てが推進できるよう、家庭における性別役割分担の意識を変えるための取り組みを行います。(男女共同参画意識啓発運営事業：男女共同参画センター)

【基本目標Ⅲ】若者世代の結婚、子育てへの希望を叶えられる環境づくり

取り組み方針6. 安心して妊娠・出産できる環境の整備

- 妊娠前から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います

[成果指標]

	令和6年度(現状)
出生数(しまね統計情報データベース/10月1日現在)	154人
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合(3歳児健診)	73.1% (R5実績)
妊娠11週以下での妊娠の届け出率	86.2% (R5実績)

[主な施策]

⑩ 妊娠前から妊娠期、出産、育児の切れ目のない支援

- 妊娠期から育児期までにわたり、関係機関と連携し、切れ目のない相談・支援体制の強化に取り組みます。(妊産婦乳幼児個別健診事業、産前産後訪問サポート事業、母子保健推進員事業、産後ケア事業、多胎児養育家庭支援事業、出産・子育て応援給付金給付事業：こども家庭支援課)
- 不妊治療、不育症治療費助成や相談などの不妊支援に取り組みます。(不妊治療費助成事業：こども家庭支援課)

取り組み方針7. 親子の健康づくりの推進

- こどもとこどもの健康を支える保護者の健康づくりを進めます。

[成果指標]

	令和6年度(現状)
乳幼児健康診査の受診率	98.8% (R5実績)
朝食欠食児の割合	1歳6か月 1.6% (R5実績)
	3歳 3.6% (R5実績)
「自分にはよいところがある」と答えた生徒・児童の割合(小6・中3:(国)全国学力状況調査/高3:(県)魅力化評価システム)	小:82.5% 中:84.4% 高:82.7%

[主な施策]

⑩ こどもの誕生前から幼児期までの健康づくり

- 妊産婦や乳幼児期のこどもの健康、それを支える保護者の健康づくりを推進する取り組みを行います。(乳児訪問事業、妊産婦乳幼児個別健診事業、多胎児養育家庭支援事業、聴覚検査費用助成事業、養育支援訪問事業、乳児集団健診事業、幼児集団健診事業、母子教室相談事業、幼児フツ化物歯面塗布事業、母子保健推進員事業、出産・子育て応援給付金給付事業、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業：こども家庭支援課、健康づくり推進協議会運営事業：保健医療政策課、雲南市食生活改善推進協議会運営事業：健康推進課、予防接種事業：予防接種対策室)

⑪ 学童期・思春期の健康づくり

- 学童期・思春期の心身の健康づくりを推進する取り組みを行います。(健康づくり推進協議会運営事業：保健医療政策課、雲南市食生活改善推進協議会運営事業：健康推進課)
- 児童・生徒の心をケアする支援体制の充実を図ります。(スクールカウンセラー事業、スクールソーシャルワーカー事業：学校教育課、雲南市教育支援センター運営事業：児童生徒支援課、子育て支援相談事業：こども家庭支援課)
- こども・若者の自死予防に向けた取り組みとともに、相談・支援体制の充実を図る取り組みを進めます。(自死防止総合対策事業：健康推進課)
- 性・命に関する普及啓発・相談支援に取り組みます。(こども家庭センター運営事業：こども家庭支援課)

㉒ 食育の推進

- ・ 雲南市食育推進計画に基づき、ライフステージに応じた食育に取り組みます。
(食育推進事業：健康推進課)

㉓ こども医療の充実

- ・ 安心してこどもが必要な医療を受けられるための取り組み、及び、小児医療から成人医療への円滑な移行に向けた支援を行います。(子ども医療費助成事業：市民生活課、小児救急電話相談事業：保健医療政策課、こども家庭センター運営事業：こども家庭支援課)

取り組み方針8. こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

- ・ 地域全体でこどもや子育ての楽しさ・大切だと思える機運の醸成を進めます。
- ・ こども・若者が就職や結婚、子育てなど様々なライフイベントに対する希望をもち、叶えられる社会づくりを進めます。

[成果指標]

	令和6年度(現状)
結婚やこどもを持つことに興味がある高校3年生の割合((県)魅力化評価システム)	70.1%
乳幼児と中高生が触れ合う機会(保育所・幼稚園・こども園ヒアリング)	今後調査を検討

[主な施策]

㉔ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての理解促進

- ・ 中学生、高校生等が、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取り組みを行います。
- ・ 結婚を望む人の希望を支援する取り組みを行います。(結婚対策事業：うんなん暮らし推進課)

㉕ 地域における子育て支援の機運醸成

- ・ 地域全体で子育てを応援する機運を醸成するための取り組みを行います。

㉖ 若者の就労支援

- ・ 若者の就労を支援する取り組みを行います。(就労支援事業(高校・学生向け)：商工振興課)

㉗ 若者・家族の相談体制の充実

- ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。(こども家庭センター運営事業：こども家庭支援課)

【基本目標Ⅳ】すべてのこどもが個人として尊重され、活躍できる環境づくり

取り組み方針9. こども・若者の社会参画・意見反映の推進

- こども・若者の意見を尊重しながら、ともに進めていく環境づくりに取り組みます。

[成果指標]

	令和6年度(現状)
学校・家庭・地域には、自分の意見を聞いてもらえる場や機会があると思う生徒・児童の割合(小6・中3:(市)児童生徒の生活・学習状況調査)	小:83.9% 中:85.1%

[主な施策]

- ㊸ こども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実
 - こども・若者が意見を表明する機会づくりに取り組みます。
 - 多様な声を施策に反映させる工夫を行います。
- ㊹ こども・若者が権利の主体であることの意識醸成
 - こども・若者の権利に関する普及啓発を行います

取り組み方針10. こども・若者が活躍できる社会づくりの推進

- こども・若者の視点を尊重しながら、こども・若者一人一人が様々な可能性を広げ社会で活躍できる環境づくりを進めます。

[成果指標]

	令和7年度(現状)
「ここにいると安心できる」と感じる場所があると回答したこどもの割合(中学生・高校生年代:こどもの意見聴取)	91.3%

[主な施策]

- ㊻ こども・若者の多様性の尊重
 - こども・若者が性別に関わりなく個性と能力が発揮できるための取り組みを進めます。(人権センター・男女共同参画センター、(学校施設):児童生徒支援課、(教育・保育施設、児童福祉施設):こども政策課)
- ㊼ こども・若者の視点に立った居場所づくり
 - こども・若者の声を聴きながら、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりのための取り組みを進めます。(こども政策課)

第5章

子ども・子育て支援事業

1. 子育て支援施設・事業の整備方針

子ども・子育て支援法の規定に基づき、雲南市内の子育て支援施設及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域を設定した上で、令和7年度から令和11年度の5年間にわたる見込量と提供体制、実施時期を以下のとおり定めます。

2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたり、地理的な条件や人口、交通事情やその他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、需要の見込量やその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが求められています。

区域については、第1期計画において次のとおり整理・設定しており、第2期計画と同様に、引き続き同じ市域全体を1つのサービス提供区域として設定します。

(第1期計画より抜粋)

- ・実際に既存の保育所・幼稚園等に通園している児童は、比較的広範囲から通園している状況がみられること
- ・地域によっては、対象児童の人口が少なく、施設利用の見込量が非常に少ない地域がみられたこと
- ・地域間の実態差（ある地域ではニーズ量そのものが少ない、ある地域ではニーズ量が多いが既存施設でカバー可能など）については、区域をできるだけ広範囲にとらえて需給調整を図る必要があること
- ・各事業の性格からみて、それぞれの利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要があること（例えば、ある地域だけが、ある事業のみ極端にニーズが高い場合など、人口の多い大都市部であればその地域だけにその事業を特化させることが可能かもしれないが、人口が少ない地方都市の場合は、それが難しいため広域的に調整する必要があること）。

以上のことから、総合的に判断して、本市では市域全体を1つのサービス提供区分として設定し、事業量の調整を図ることとします。

但し、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、小学校区ごとの利用となっていることから、小学校区単位で需給調整を図ることとします。

3. 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び提供体制について

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、各年度に必要な支援事業の「量の見込み（以下「見込量」と表記）」を算出し、それに対応できる提供体制の確保が求められています。見込量の算出にあたっては、各事業のこれまでの実績やニーズ調査結果の回答内容等を踏まえて算出しています。

(1) 子育て支援施設の見込量と提供体制

各年度に必要な支援事業の見込量及びそれに対応する供給体制について、これまでの実績やニーズ調査結果の回答内容を踏まえて、次のとおり設定します。

1) 保育所・認定こども園（保育所型・幼保連携型）・地域型保育のニーズ（0歳児）

〔見込量の考え方〕

見込量は、ニーズ調査結果を国が示した統一方式に当てはめた上で、これまでの実績を勘案し算出しています。

〔確保方策〕

令和7年度の見込量140人に対し確保量155人と、必要量を確保できる見込みです。令和7年度以降は、児童数の減少に伴い緩やかに下降することが見込まれるため、ニーズが増加した場合でも、必要量は確保できる見込みです。

必要量の確保を前提に、児童数の推移を踏まえながら、保育業務事業者の経営安定化のため、適宜定員の見直しを検討します。

単 位 (人)		実 績					計 画				
		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込
実績/ 見込量①	認定こども園及び保育所+地域型保育(0歳児)+企業主導型	148	169	141	138	123	140	138	135	133	131
確保方策② (確保量)	認定こども園及び保育所	162	165	165	161	156	153	153	153	153	153
	企業主導型保育事業	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
	合計	165	168	167	167	163	155	155	155	155	155
過不足	②-①	17	-1	26	29	40	15	17	20	22	24

2) 保育所・認定こども園（保育所型・幼保連携型）・地域型保育のニーズ（1～2歳以上）

〔見込量の考え方〕

見込量は、ニーズ調査結果を国が示した統一方式に当てはめた上で、これまでの実績を勘案し算出しています。

〔確保方策〕

令和7年度の見込量326人に対し確保量343人と、必要量を確保できる見込みです。令和7年度以降は、児童数の減少に伴い緩やかに下降することが見込まれるため、ニーズが増加した場合でも、必要量は確保できる見込みです。

必要量の確保を前提に、児童数の推移を踏まえながら、保育業務事業者の経営安定化のため、適宜定員の見直しを検討します。

第5章 子ども・子育て支援事業

単 位 (人)		実 績					計 画				
		令和2 年度 実績	令和3 年度 実績	令和4 年度 実績	令和5 年度 実績	令和6 年度 実績	令和7 年度 見込	令和8 年度 見込	令和9 年度 見込	令和10 年度 見込	令和11 年度 見込
実績/ 見込量①	認定こども園及び保育 所+地域型保育 (1~2 歳児)	381	348	362	358	320	326	325	321	316	309
確保方策② (確保量)	認定こども園及び保育 所	398	410	405	399	379	339	339	339	339	339
	地域型保育事業 ※	—	—	—	—	—					
	企業主導型保育事業	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4
	合計	404	416	409	403	383	343	343	343	343	343
過不足 ②-①		23	68	47	45	63	17	18	22	27	34

3) 幼稚園・認定こども園 (幼稚園型) のニーズ

[見込量の考え方]

見込量は、ニーズ調査結果を国が示した統一方式に当てはめた上で、これまでの実績を勘案し算出しています。ニーズ調査において「幼稚園」の利用希望が強かった人の割合を2号認定に反映させています。

[確保方策]

令和7年度の見込量63人に対し確保量230人と、必要量を十分に確保できる見込みです。

単 位 (人)		実 績					計 画				
		令和2 年度 実績	令和3 年度 実績	令和4 年度 実績	令和5 年度 実績	令和6 年度 実績	令和7 年度 見込	令和8 年度 見込	令和9 年度 見込	令和10 年度 見込	令和11 年度 見込
実績/ 見込量①	認定こども園及び幼稚園	88	85	77	61	49	63	61	60	61	61
	1号認定	88	85	77	61	49	57	55	54	55	55
	2号認定	0	0	0	0	0	6	6	6	6	6
確保方策② (確保量)	認定こども園及び幼稚園	310	290	240	230	230	230	230	230	230	230
過不足 ②-①		222	205	163	169	181	167	169	170	169	169

4) 保育所・認定こども園 (保育所型・幼保連携型)・満三歳以上限定小規模保育のニーズ (3歳以上)

[見込量の考え方]

見込量は、ニーズ調査結果を国が示した統一方式に当てはめた上で、1)幼稚園・認定こども園 (幼稚園型) の見込量を差引し、算出しています。

[確保方策]

令和7年度の見込量 554 人に対し確保量 698 人と、必要量を確保できる見込みです。令和7年度以降は、児童数の減少に伴い緩やかに下降することが見込まれるため、ニーズが増加した場合でも、必要量は確保できる見込みです。

必要量の確保を前提に、児童数の推移を踏まえながら、保育業務事業者の経営安定化のため、適宜定員の見直しを検討します。

単 位 (人)		実 績					計 画				
		令和2 年度 実績	令和3 年度 実績	令和4 年度 実績	令和5 年度 実績	令和6 年度 見込	令和7 年度 見込	令和8 年度 見込	令和9 年度 見込	令和10 年度 見込	令和11 年度 見込
実績／ 見込量①	認定子ども園及び保育 所 <small>(満三歳以上限定小規模保育含む)</small>	670	679	647	600	578	554	534	530	536	532
確保方策② (確保量)	認定子ども園及び保育 所 <small>(満三歳以上限定小規模保育含む)</small>	695	705	720	720	705	698	698	698	698	698
過不足	②-①	25	26	73	120	127	144	164	168	162	166

(2) 地域子ども・子育て支援事業の見込量と供給体制

1) 利用者支援事業

①基本型、特定型、こどもセンター型

[見込量の考え方]

こどもや保護者の身近な場所等で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供と、必要に応じて相談・助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行う事業です。

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しています。

[確保方策]

令和6年度よりこども家庭センターを設置し、子育て家庭に対する相談支援を一体的に支援する体制整備を図りました。今後も、現行体制で継続して実施します。

単 位 (箇所)		実 績					計 画				
		令和2 年度 実績	令和3 年度 実績	令和4 年度 実績	令和5 年度 実績	令和6 年度 見込	令和7 年度 見込	令和8 年度 見込	令和9 年度 見込	令和10 年度 見込	令和11 年度 見込
実績／見込量	(実施か所数)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
確保方策	(実施か所数)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
参考	相談件数 (すワン)	544	510	406	420	450	450	450	450	450	450
参考	相談件数 (だっこ♪)	415	221	216	239	230	230	230	230	230	230

②妊婦等包括相談支援事業

[見込量の考え方]

妊婦・その配偶者当に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型の相談支援事業です。令和7年

第5章 子ども・子育て支援事業

度より地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることとなりました。

見込量は、本市の出生数の見込みを踏まえて算出しています。

[確保方策]

令和6年度よりこども家庭センターを設置し、子育て家庭に対する相談支援を一体的に支援する体制整備を図りました。今後も、現行体制で継続して実施します。

単 位 (回)	実 績					計 画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量			456	465	480	465	459	450	441	435
確保方策			456	465	480	465	459	450	441	435

2) 時間外保育事業 (延長保育)

[見込量の考え方]

通常の保育時間 (11 時間) を越えて、さらに延長して保育を行う事業です。

見込量は、ニーズ調査結果を国が示した統一方式に当てはめ算出しています。

[確保方策]

令和6年度現在、11施設で対応しています。ニーズもあることから、令和7年度から業務委託する斐伊保育所においても延長保育を開始する予定です。

単 位 (人)	実 績					計 画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量①	216	159	231	235	189	237	232	229	229	226
確保方策② (確保量)	255	242	231	235	189	237	232	229	229	226
実施箇所数	10	11	11	11	11	12	12	12	12	12
過不足 ②-①	39	83	0	0	0	0	0	0	0	0

3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

[見込量の考え方]

仕事などで日中保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊び場・生活の場を提供します。

見込量は、ニーズ調査結果を国が示した統一方式に当てはめるとともに、近年の実績・ニーズ等を勘案し、算出しています。

[確保方策]

本市では、見込量が10人以上の小学校区は新規開設、10人未満の小学校区は移送等を検討することとして整備を進め、現在全小学校区において児童クラブの利用を可能としています。

佐世小学校区は現在移送により対応していますが、児童規模が50人以上、見込量も10人以上であることから、佐世幼稚園の空き教室を活用し、令和7年度より新規開設します。

その他の児童クラブ施設についても、高学年のニーズが高まっている等の状況を踏まえ、適宜必要な整備を協議・検討します。

<放課後児童クラブ>

単 位 (人)		実 績					計 画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量①	低学年	469	428	452	469	453	471	454	436	435	430
	1年生						149	170	149	152	161
	2年生						178	138	168	139	148
	3年生						144	146	119	144	121
	高学年	135	126	80	104	142	133	129	131	118	126
	4年生						88	84	87	73	86
	5年生						35	35	34	35	30
	6年生						10	10	10	10	10
	全学年	604	554	532	573	595	604	583	567	553	556
確保方策②(確保量)	全学年	604	553	531	588	595	604	583	567	553	556
過不足 ②-①		0	-1	-1	15	0	0	0	0	0	0
施設数(箇所)		11	11	11	11	11	12	12	12	12	12

<放課後子ども教室>

単 位 (人)		実 績					計 画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
開設数【校区別】	実績／目標値	18	19	19	19	17	17	17	17	17	17
開設数【市内全域(体育文化施設等)】	実績／目標値	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的運営	実績／目標値	3	4	7	7	6	6	6	6	6	6

4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

[見込量の考え方]

保護者の病気、疲労、その他身体上、精神上、環境上の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等で養育・保護する事業です。

見込量は、ニーズ調査結果を国が示した統一方式に当てはめ算出しています。

[確保方策]

本市では、市内里親の皆様の協力を得ながら、令和6年度より事業開始しました。令和7年度見込量12人に対し確保量12人となっており、受け入れ体制の拡充について、今後の利用状況を踏まえながら関係者と協議・検討します。

単 位 (人)	実 績					計 画				
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
	実績	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量①	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12
確保方策（確保量）②	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12
実施個所数	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1
過不足 ②-①	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0

5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちはあかちゃん事業）

[見込量の考え方]

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげる事業です。

見込量は、当該年度の出生数全てとしています。

[確保方策]

令和6年度よりこども家庭センターを設置し、母子保健に特化した体制整備を図りました。今後も、現行体制で継続して実施します。

単 位 (人)	実 績					計 画					
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込		
実績/見込量	203	167	152	155	160	155	153	150	147	145	
確保方策 （提供量）	実施体制（人）	12	11	11	11	6	6	6	6	6	
	実施機関	雲南市					雲南市				
	委託団体等	委託 なし					委託 なし				

6) 養育支援訪問事業

[見込量の考え方]

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しています。

[確保方策]

令和6年度よりこども家庭センターを設置し、母子保健に特化した体制整備を図りました。現行体制で継続して実施します。

単 位 (人)	実 績					計 画					
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	
実績/見込量	0	3	1	1	1	1	1	1	1	1	
確保方策	実施体制 (人)	2	2	2	2	1	7	7	7	7	
	実施機関	雲南市					雲南市				
	委託団体等	なし					なし				

7) 子育て世帯訪問支援事業

[見込量の考え方]

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭等に訪問支援員が訪問する事業です。令和4年児童福祉法改正により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ令和6年4月1日から新たに施行された事業です。

見込量は、国が示した統一方式により算出しています。

[確保方策]

現在、事業開始に向けて検討を行っています。開始時期は未定ですが、今後準備、体制等を整え、事業開始を目指します。

単 位 (人日)	実 績					計 画				
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量①						148	146	144	141	138
確保方策 (確保量) ②						-	-	-	-	-

8) 児童育成支援拠点事業

[見込量の考え方]

児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所を確保し、児童やその家庭が抱える多様な課題に対して支援を行う事業です。令和4年児童福祉法改正により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ令和6年4月1日から新たに施行された事業です。本市では、令和6年度から制度上の位置づけを整理し、取り組んでいます。見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しています。

[確保方策]

見込量と確保量ともに15人となっていますが、ニーズに応じて対応を協議・検討を行います。

単 位 (人日)	実 績					計 画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量①	16	12	14	9	13	15	15	15	15	15
確保方策(確保量)②	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15
実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
過不足 ②-①	0	3	1	6	2	0	0	0	0	0

9) 親子関係形成支援事業

[見込量の考え方]

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるための取り組みを行う事業です。令和4年児童福祉法改正により地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ令和6年4月1日から新たに施行された事業です。

見込量は、国が示した統一方式により算出しています。

[確保方策]

現段階において実施する計画はありませんが、中間見直しの際に設定するなど、今後状況に応じて実施を検討します。

単 位 (人)	実 績					計 画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量①						12	12	12	12	12
確保方策(確保量)②						-	-	-	-	-

10) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【見込量の考え方】

公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。

見込量は、ニーズ調査結果を国が示した統一方式に当てはめた上で、3歳～5歳の利用見込みを加え、さらに令和7年4月の開所を目指し整備を進める木次子育て支援センターの新設による利用者増を見込み算出しています。

【確保方策】

本市では、現在大東、加茂、木次、三刀屋、掛合の5カ所で実施しています。今後もニーズを確認しながら、事業の拡充を進めます。

単 位 (人日)	実 績					計 画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量	13,885	16,568	16,348	19,044	19,500	21,706	20,974	20,217	19,475	18,675
確保方策（実施箇所数）	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

11) 一時預かり事業

保護者の病気やけが、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等に預けることができる事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

【見込量の考え方】

見込量は、幼稚園・認定こども園（幼稚園型）の児童を対象に、当市のこれまでの利用割合を基に算出しています。

【確保方策】

本市では、全ての幼稚園・認定こども園（幼稚園型）で預かり保育を実施しており、ニーズが増えた場合でも対応は可能と考えます。

単 位 (人日)、箇所		実 績					計 画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
幼稚園・こども園（幼稚園型）在園児対象	実績/見込量①	1,762	2,252	1,548	1,186	1,347	1,340	1,298	1,288	1,302	1,294
	1号認定の見込量	1,762	2,252	1,548	1,186	1,347	1,212	1,170	1,160	1,174	1,166
	2号認定の見込量	-	-	-	-	-	128	128	128	128	128
	確保方策（確保量）②	1,762	2,252	1,678	1,457	1,347	1,340	1,298	1,288	1,302	1,294
	確保方策（実施箇所数）	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
過不足 ②-①	0	0	130	271	0	0	0	0	0	0	

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

〔見込量の考え方〕

見込量は、保育所・認定こども園を利用していない0歳～3歳の児童を対象に、当市のこれまでの利用割合を基に、近年の増加傾向を勘案して算出しています。

〔確保方策〕

本市では、現在11施設で実施しています。令和7年度から保育業務委託を開始する斐伊保育所について、ニーズを確認しながら事業開始を検討します。

単 位（人日）、箇所		実 績					計 画				
		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込
保育所等による一時預かり事業	実績/見込量①	1,195	837	705	975	989	973	968	954	936	920
	確保方策（確保量）②	1,195	1,085	989	989	989	973	968	954	936	920
	保育所等による対応	1,195	1,085	989	989	989	973	968	954	936	920
	確保方策（実施箇所数）	10	11	11	11	12	11	11	11	11	11
過不足 ②-①		0	248	284	14	0	0	0	0	0	0

③子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

〔見込量の考え方〕

保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難となった場合その他緊急の場合、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

見込量は、ニーズ調査結果を国が示した統一方式に当てはめ算出しています。

〔確保方策〕

ショートステイ同様、本市では、市内里親の皆様の協力を得ながら、令和6年度より事業開始しました。

単 位（人）	実 績					計 画				
	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込
実績/見込量①	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12
確保方策（確保量）②	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12
実施箇所数	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1
過不足 ②-①	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0

12) 病児・病後児保育事業

[見込量の考え方]

保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、医療機関や保育所付設の専用スペースなどで病気の児童を一時的に保育する事業です。

保育中に体調不良となった児童に対し、保護者が迎えに来るまでの緊急対応を行う形態もあります。

見込量は、0歳～5歳の児童を対象に、当市のこれまでの利用割合を基に、近年の増加傾向を勘案して算出しています。

[確保方策]

本市では、病児対応型1施設、病後児対応型3施設、体調不良児対応型3施設で実施しており、必要量を確保できる見込みです。

単 位 (人)	実 績					計 画				
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量①	336	1,249	942	1,045	1,034	1,148	1,139	1,135	1,134	1,129
確保方策(確保量)②	418	1,249	1,211	1,158	1,149	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
病児・病後児保育事業	336	1,249	942	1,045	1,034	1,148	1,139	1,135	1,134	1,129
病児・病後児保育事業 (延べ人数)	164	350	448	415	411	403	394	390	389	384
病児・病後児保育事業 (実施か所数)	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4
病児・病後児保育事業 (定員)	6	8	10	10	10	10	10	10	10	10
体調不良児対応型 (延べ人数)	172	899	494	630	623	745	745	745	745	745
体調不良児対応型 (実施個所数)	1	4	3	3	3	3	3	3	3	3
体調不良児対応型 (定員)		10	8	8	8	8	8	8	8	8
子育て援助活動支援事業 (ファミサポ病児緊急対応) (人日)	3	0	5	3	3	3	3	3	3	3
過不足 ②-①	82	0	269	113	115	3,172	3,181	3,185	3,186	3,191

13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〔見込量の考え方〕

育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行う人（援助会員）が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

見込量は、0歳～5歳の就学前児童、及び6歳～11歳の就学後児童を対象に、当市のこれまでの利用割合を基に、近年の傾向を勘案して算出しています。

〔確保方策〕

本市では、1本部、3支部で運営しています。今後も会員の確保と利用促進を図りながら継続して実施します。

<就学前児童>

単 位 (人日)	実 績					計 画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量①	197	289	414	469	480	490	480	474	473	468
確保方策（確保量）②	448	425	414	469	480	490	480	474	473	468
過不足 ②-①	251	136	0	0	0	0	0	0	0	0
援助会員+両方会員（人）	123	130	161	143	150	150	150	150	150	150

<就学後児童>

単 位 (人日)	実 績					計 画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量①	250	211	210	170	170	272	261	250	231	218
確保方策（確保量）②	315	299	246	240	232	272	261	250	231	218
過不足 ②-①	65	88	36	70	62	0	0	0	0	0
援助会員+両方会員（人）	123	130	161	143	150	150	150	150	150	150

14) 妊婦健康診査

〔見込量の考え方〕

妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を公費で負担します。

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しています。

[確保方策]

現行体制で継続して実施します。

単 位 (人)	実 績					計 画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量	2,301	1,946	1,874	1,628	1,700	1,736	1,714	1,680	1,646	1,624
健診回数(回/年)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
確保方策 (提供量)	実施場所	委託医療機関				委託医療機関				
	実施体制	島根県医師会他				島根県医師会他				
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査				体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検査・性感染症検査・超音波検査				
	実施時期	妊娠23週まで(4週に1回) 妊娠24～35週まで(2週間に1回) 妊娠36週～出産まで(週に1回)				妊娠23週までに(4週間に1回) 妊娠24週～35週(2週間に1回) 妊娠36週～出産まで(週に1回)				

15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

[見込量の考え方]

普段、保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所や認定こども園などの施設を利用可能とすることで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援なども行います。

令和7年度からの制度化、令和8年度からの本格実施に向けて、国において協議、検討が進められています。

見込量は、国が示した統一方式により算出しています。

[確保方策]

本格実施となる令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。

単 位 (人日)	実 績					計 画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
0歳児	実績/見込量					—	1	1	1	1
	確保方策(確保量)					—	1	1	1	1
1歳児	実績/見込量					—	1	1	1	1
	確保方策(確保量)					—	1	1	1	1
2歳児	実績/見込量					—	1	1	1	1
	確保方策(確保量)					—	1	1	1	1

16) 産後ケア事業

[見込量の考え方]

出産後に育児等の支援が必要な方を対象に、育児不安の解消や産後の体調回復等を目的とした事業です。令和7年度より地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることとなりました。

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しています。

[確保方策]

本市では、令和5年度からショートステイ（宿泊）及びデイケア（日帰り）に加え、訪問事業を開始しています。現行体制で継続して実施します。

単 位 (延人数)		実 績					計 画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量	ショートステイ	0	2	0	4	6	10	10	10	10	10
	デイケア	0	0	0	74	100	100	100	100	100	100
	訪問				3	5	5	5	5	5	5
確保方策 (委託事業所数)		1	1	1	3	2	2	2	2	2	2

17) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や、地域ネットワークを構成する関係機関等（構成員）の専門性強化及び構成員の連携強化を図り、地域ネットワークと訪問事業が連携を図ることで児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応するための事業です。

本市では、関係機関の専門性向上を図る取り組みとして、学識経験者等の専門家による研修や、個別ケースについての具体的な支援方法・進行管理等についての助言・指導を受ける取り組みを実施しています。引き続き実施していきます。

18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[見込量の考え方]

保護者の世帯の所得に応じて、子育て支援施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しています。

[確保方策]

本市では、令和3年度から補助金として補足給付を開始しました。今後も、対象児童の発生に伴い対応していきます。

単 位 (人)	実 績					計 画				
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量①		2	1	1	1	2	2	2	2	2
確保方策（確保量）②		2	2	2	2	2	2	2	2	2

19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子育て支援施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者（例：保育士0B等）を活用した巡回支援を行う事業、または、健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

本市では、ニーズに応じて引き続き検討していきます。

4. 教育保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、本市でも認定こども園への移行を進めてきました。

一方で、本市は、少子化や保護者の働き方の多様化、共働きの浸透を受けて、幼稚園及び幼稚園型認定こども園の利用者数は減少しています。このため、地域の実情に応じて、保護者が安心して働ける環境基盤を引き続き維持するため、保育需要を見極めながら、認定こども園の普及について検討を進めます。

(2) 質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方法

幼児教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育・保育の充実に向けた各施設の取り組みを引き続き支援します。また、継続的・実践的な研修を年間を通じて計画し、課題の共有と職員の専門性及び資質の向上を図ります。

本市では、これまでも幼稚園・保育所・認定こども園と小学校・中学校との連携強化を図ってきました。雲南市の豊富な資源を活かし、発達の段階に応じた一貫性のある教育・保育プログラムとしてまとめた『夢』発見プログラムに基づき、雲南市の魅力を活かした教育・保育の充実を進めるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校・中学校との相互交流などを通じ、こどもの健やかな育ちに向けた連携の強化をさらに進めます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化に伴って、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行うとともに、必要に応じて、給付方法や事務手続きの見直しを行います。

また、給付の対象施設である特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、市町村は都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請できることから、島根県との連携や情報共有を図りながら、適正に取り組みます。

6. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は満3歳児以上を対象としていないことから、3歳の誕生日を迎えると次の4月までの間支援が途切れてしまう恐れがあるため、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設の円滑な連携・接続が求められています。

当市においては、1・2歳児はほぼ施設入所していること、一時預かり事業を実施していること、子育て支援センターを設置していること、保健師のサポート体制が整っていること等から、これらの仕組みによって乳児等通園支援事業利用後のサポートは十分可能であると考えています。

よって、乳児等通園支援事業利用後のサポートは既存の取り組み等でしっかり行いつつ、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制整備などを通じ円滑な連携・接続を図ります。

第6章

計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本計画を実行性のあるものとするためには、行政だけではなく、こども・子育て施策に関わるすべての機関、民間団体をはじめ、市民、事業所等の連携・協働により施策を推進していく必要があります。

そのため、ホームページ等を活用した情報発信や、様々な機会を捉えた説明、わかりやすい資料の作成などにより、当事者である「こども」を含め広く市民へ計画の主旨や施策を共有するよう努めます。

2. 計画の評価、進捗管理

計画に位置付けた施策及び事業と、それを評価・モニタリングするための指標（目標）によって、PDCA サイクルのもと、適切に評価、進捗管理していきます。

計画の評価、進捗管理にあたっては、「子ども・子育て会議」の意見を聴くとともに、庁内関係課で組織する「子ども・子育て会議ワーキングチーム会議」において成果や課題を明らかにして施策の改善を図ります。

なお、社会・経済情勢の変化や法制度の改正などにより、計画内容が大きく変動する場合には、適時に検討を行い事業に反映させるなど、迅速かつ柔軟に対応していきます。特に、「量の見込み」と実態が大きくかい離するような場合には、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

3. こどもの意見を反映するための取り組み

こども基本法第11条の規定に基づき、こども施策を策定し、実施し、および評価するにあたって、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められています。

これを受け、本計画を策定するにあたり、当事者である中学生・高校生年代を対象にアンケートを実施し、その結果を今後の取り組みに活かすこととしているところです。

今後においても、「ワーキングチーム会議」や「子ども・子育て会議」において意見を聴きながら、こども本人への質問項目を設け、継続的に意見の聴取を行い、今後の施策への反映に努めます。

資料編

雲南市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第49号

改正 平成27年3月23日条例第1号

令和5年3月23日条例第11号

令和6年3月22日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、雲南市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表して会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、こども政策局こども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成27年3月23日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日条例第11号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日条例第6号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

雲南市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日

◎会長 ○副会長

氏名	役職	区分	
藤原 裕貴	三刀屋保育所保護者会 会長	子どもの保護者 (1号委員)	～令和6年度
石飛 雄士	三刀屋保育所保護者会 会長	子どもの保護者 (1号委員)	令和7年度～
小川 京佑	西こども園PTA会長	子どもの保護者 (1号委員)	～令和6年度
久岡美穂子	大東こども園PTA会長	子どもの保護者 (1号委員)	令和7年度～
原 真美	鍋山小学校PTA研修部 部長	子どもの保護者 (1号委員)	～令和6年度
宮川かおり	雲南市PTA連合会 副会長(海潮小PTA)	子どもの保護者 (1号委員)	令和7年度～
中村 七朗	雲南市主任児童委員	関係団体代表者 (2号委員)	～R7.11.30
石原 敬子	雲南市主任児童委員	関係団体代表者 (2号委員)	R7.12.1～
松村 治香	掛合自治振興会 会長	関係団体代表者 (2号委員)	
須山 敏子	三刀屋こども園 園長	事業従事者 (3号委員)	～令和6年度
小田 操子	大東こども園 園長	事業従事者 (3号委員)	令和7年度～
斉間 久美	斐伊保育所 所長	事業従事者 (3号委員)	～令和6年度
阿川 恵美	木次こども園 園長	事業従事者 (3号委員)	令和7年度～
内田 佳子	社会福祉法人たんぽぽ 理事長	事業従事者 (3号委員)	
◎ 小山 優子	島根県立大学人間文化学部保育教育学科 教授	識見を有する者 (4号委員)	
○ 森山 幸朗	社会福祉法人あおぞら福祉会 理事長	識見を有する者 (4号委員)	
藤原 洋子	のぞみ保育設計研究所研究アドバイザー	識見を有する者 (4号委員)	
眞田 美紀	出雲児童相談所 判定保護課 課長	行政機関 (5号委員)	
大塚 律子	雲南保健所 健康増進課 課長	行政機関 (5号委員)	～令和6年度
坂本真由美	雲南保健所 健康増進課 課長	行政機関 (5号委員)	令和7年度～
山本 薫	佐世小学校 校長	市長が認める者 (6号委員)	～令和6年度
三賀森卓司	海潮小学校 校長	市長が認める者 (6号委員)	令和7年度～
藤澤 真行	公募	市長が認める者 (6号委員)	

雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム要綱

令和4年4月1日

訓令第29号

改正 令和5年4月1日訓令第13号

令和6年3月22日訓令第14号

(設置)

第1条 この訓令は、雲南市子ども・子育て支援事業計画を策定又は変更するに当たり、その案を作成するため、雲南市プロジェクトチームの設置に関する規程（平成17年雲南市訓令第1号）に基づき、雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において、雲南市子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づく計画をいう。

(所掌事務)

第3条 ワーキングチームは、雲南市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関し次に掲げる事務を行う。

- (1) 雲南市子ども・子育て会議の進行管理
- (2) 雲南市子ども・子育て支援事業計画の策定業務
- (3) 雲南市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての関係課との連携及び調整
- (4) 雲南市子ども・子育て支援事業計画の変更業務

(組織)

第4条 ワーキングチームは、12人以内で構成し、別表に掲げる課に所属する職員のうちから所属長が推薦する者で組織する。

2 ワーキングチームにチームリーダー及びサブリーダーを置き、委員のうちから互選により選出する。

3 チームリーダーは、ワーキングチームの事務を掌理する。

4 サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキングチーム会議は、チームリーダーが招集し、チームリーダーが議長となる。

2 チームリーダーは、必要があると認めるときは、ワーキングチーム以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、こども政策局こども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、チームリーダーが別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、子ども政策局長が招集する。

附 則 (令和5年4月1日訓令第13号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日訓令第14号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

政策企画部	うんなん暮らし推進課
市民環境部	市民生活課
健康福祉部	健康推進課
子ども政策局	子ども政策課
子ども政策局	子ども家庭支援課
教育委員会	学校教育課
大東総合センター	市民福祉課
加茂総合センター	市民福祉課
木次総合センター	市民福祉課
三刀屋総合センター	市民福祉課
吉田総合センター	市民サポート課
掛合総合センター	市民サポート課

第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画・雲南市こども計画 策定経過

日 程	内 容
令和6年1月12日	令和5年度第1回雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム会議 ・第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート内容について
令和6年1月29日 から2月14日	雲南市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 配布数 未就学児のいる家庭 1,334件 小学生児童のいる家庭 1,668件 回収数 未就学児のいる家庭 935件 70.1% 小学生児童のいる家庭 1,161件 69.6% 合計 2,096件 69.8%
令和6年6月7日	令和6年度第1回雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム会議 ・今後のスケジュールについて ・第2期雲南市子ども・子育て支援事業計画の振り返りについて 子ども・子育て支援事業の実績 子育て支援に関する各施策の実績 ・次期計画へ盛り込むべき施策等について
令和6年6月27日	令和6年度第1回雲南市子ども・子育て会議 ・今後のスケジュールについて ・第2期雲南市子ども・子育て支援事業計画の振り返りについて 子ども・子育て支援事業の実績 子育て支援に関する各施策の実績 ・次期計画へ盛り込むべき施策等について
令和6年7月31日	令和6年度第2回雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム会議 ・第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画素案（概要）について 関連計画等意見 次期計画素案（概要）について
令和6年8月22日	令和6年度第2回雲南市子ども・子育て会議 ・第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画素案（概要）について 関連計画等意見 次期計画素案（概要）について

日 程	内 容
令和6年10月10日	令和6年度第3回雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム会議 ・第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画（案）について 計画（案） 確保量（案） 成果指標（案）
令和6年10月22日	令和6年度第3回雲南市子ども・子育て会議 ・第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画（案）について 確保量（案） 成果指標（案）
令和7年1月6日～ 令和7年2月6日	第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画策定に係るパブリックコメント
令和7年2月19日	令和6年度第4回雲南市子ども・子育て会議 ・第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画（案）について （パブリックコメントの結果報告）
令和7年5月28日	令和7年度第1回雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム会議 ・「雲南市こども計画」の策定について ・今後のスケジュールについて ・「雲南市こども計画」に盛り込む事項について ・こどもの意見聴取について
令和7年7月1日	令和7年度第1回雲南市子ども・子育て会議 ・「雲南市こども計画」の策定について ・今後のスケジュールについて ・「雲南市こども計画」に盛り込む事項について ・こどもの意見聴取について
令和7年7月11日～ 令和7年8月15日	「雲南市こども計画」策定に係るこどもの意見聴取 対 象 市内中学生、市内高校に通う生徒、 市内在住高校生年代（18歳まで） ※webによる回答（しまね電子申請サービス） 回答者数 862人
令和7年9月3日	令和7年度第2回雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム会議 ・「雲南市こども計画（案）」について ・こどもの意見聴取の結果について

資料編

令和7年9月24日	令和7年度第2回雲南市子ども・子育て会議 ・「雲南市こども計画（案）」について ・こどもの意見聴取の結果について
令和7年12月8日～ 令和8年1月9日	雲南市こども計画策定に係るパブリックコメント
令和8年2月2日	令和7年度第3回雲南市子ども・子育て会議 ・雲南市こども計画（案）について （パブリックコメントの結果報告）

雲南市こども計画（別冊）

【こども・子育て事業債の活用】

1. こども・子育て支援事業債について

地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取り組みに合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード事業）を速やかに実施できるよう、国が新たに「こども・子育て支援事業費」を計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設しました。

2. 対象事業

雲南市こども計画の「第4章 取り組み方針1 ②子育て支援施設の充実」で示した取り組みについて、こども・子育て支援事業債等、国庫補助事業等の活用を検討することとし、具体的な事業については以下のとおりとします。

■対象事業

以下の子育て関連施設を対象に環境改善を図る事業を行います。

施設名	事業概要	実施時期（予定）
佐世幼稚園 （佐世児童クラブ含む）	<ul style="list-style-type: none">・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）設備の改修・更新・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新・防犯・消防設備の改修・更新・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修	～令和10年度 （2028年度）
寺領幼稚園	<ul style="list-style-type: none">・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）設備の改修・更新・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新・防犯・消防設備の改修・更新・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修	～令和10年度 （2028年度）
大東こども園	<ul style="list-style-type: none">・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）設備の改修・更新・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新	～令和10年度 （2028年度）

	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	
西こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	～令和10年度 (2028年度)
海潮こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	～令和10年度 (2028年度)
斐伊こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	～令和10年度 (2028年度)
三刀屋こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・プール設備の改修・更新 	～令和10年度 (2028年度)

木次こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）、受変電設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・厨房機器の整備・更新 	～令和10年度 (2028年度)
吉田保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・厨房機器の整備・更新 	～令和10年度 (2028年度)
田井保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・厨房機器の整備・更新 	～令和10年度 (2028年度)
加茂こども園 (加茂こども園病後児保育施設含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）、受変電設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・厨房機器の整備・更新 	～令和10年度 (2028年度)

大東保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）、受変電設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・厨房機器の整備・更新 	～令和10年度 (2028年度)
かもめ保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）、受変電設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・厨房機器の整備・更新 	～令和10年度 (2028年度)
斐伊保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）、受変電設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・厨房機器の整備・更新 	～令和10年度 (2028年度)
三刀屋保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明、音響等）設備の改修・更新 ・外構（園庭・駐車場・遊具等）整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・厨房機器の整備・更新 	～令和10年度 (2028年度)

<p>掛合保育所 (掛合子育て支援センター、掛合保育所病後児保育室含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生(トイレ等)、電気(照明、音響等)、受変電設備の改修・更新 ・外構(園庭・駐車場・遊具等)整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・厨房機器の整備・更新 	<p>～令和10年度 (2028年度)</p>
<p>ちゃれんじクラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生(トイレ等)、電気(照明等)設備の改修・更新 ・外構(園庭・駐車場等)整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	<p>～令和10年度 (2028年度)</p>
<p>西児童クラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生(トイレ等)、電気(照明等)設備の改修・更新 ・外構(園庭・駐車場等)整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	<p>～令和10年度 (2028年度)</p>
<p>加茂児童クラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生(トイレ等)、電気(照明等)設備の改修・更新 ・外構(駐車場等)整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	<p>～令和10年度 (2028年度)</p>
<p>きすき児童クラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、電気(照明等)設備の改修・更新 ・建物内装・建具の改修 	<p>～令和10年度 (2028年度)</p>
<p>斐伊児童クラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生(トイレ等) 	<p>～令和10年度</p>

	<ul style="list-style-type: none"> レ等)、電気(照明等)設備の改修・更新 ・外構(園庭・駐車場等)整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	(2028年度)
寺領児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、電気(照明等)設備の改修・更新 ・建物内装・建具の改修 	～令和10年度 (2028年度)
三刀屋放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生(トイレ等)、電気(照明等)設備の改修・更新 ・外構(園庭・駐車場等)整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 ・耐震改修 	～令和10年度 (2028年度)
掛合児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、電気(照明等)設備の改修・更新 ・建物内装・建具の改修 	～令和10年度 (2028年度)
加茂子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生(トイレ等)、電気(照明等)設備の改修・更新 ・外構(園庭・駐車場・遊具等)整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	～令和10年度 (2028年度)
木次子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生(トイレ等)、電気(照明等)設備の改修・更新 ・外構(園庭・駐車場・遊具等)整備・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 	～令和10年度 (2028年度)

	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	
だいたう病児・病児保育室「つくし」	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明等）設備の改修・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具の改修 	～令和10年度 (2028年度)
三刀屋病後児保育室「たんぽぽ」	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明等）設備の改修・更新 ・建物内装・建具の改修 	～令和10年度 (2028年度)
子ども家庭支援センター里方教室	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、換気、給排水、衛生（トイレ等）、電気（照明等）設備の改修・更新 ・防犯・消防設備の改修・更新 ・建物内装・建具・屋根・外壁・防水の改修 	～令和10年度 (2028年度)

3. 実施時期

具体的な時期については、施設の状態や財政状況等を踏まえて判断します。